

し時は左右に一人づゝありたりとの證なく全相撲人を通じて一人に限りたるもの、如くなれど大關と稱するに至りては左右に之を置き且つ左右二人づゝ合せて四人の大關ありしものに似たり前に掲出せる元祿十三年紀の森の相撲番付にも東西二人づゝの大關ありて相撲大全に附記して此節まで斯の若くなりしに正徳六年のとき此故實を略して一人となしたりとの意を記せり又寛永年間の番附として前に記したる二種の中に一種には大關二人づゝあり之れ等の番附が果して正確のものなるやは今より判じがたしと雖も左右二人づゝ同技倆のものありて殆んど甲乙しがたきの時は事情二人づゝの大關を置かざるを得ざるのこともなきにあらざるべければ大關の左右二人づゝありし事も全く空説にはあらざるべし現今にては斯の若き時には番附の欄外に於て一人の大關を署し正位の大關は一人づゝと限れるもの、如くなれど舊時欄外など稱する工夫のあらざりし時は勢ひ二人を並べざるを得ざりしならん乎

相關 裏關 大關の左右二人づゝありし時に其次位の大關を裏關又は相關と稱せしとの説あり大全に第二に列するを裏關と稱し略今にも此道熟達の人々は聞き傳へられけ

る、號のみ残りて事は行はれずなりにきと配したり之を喜多村信節は駁して占手を裏關と心得たる誤りならんと云へり然れども信節の説も一の想像にして據を擧げたるにあらざれば裏關は占手の誤りとのみも斷じがたし、又相關と稱することは多く聞かざる例なれど一話一言人に牛込七軒寺町の辨天社に掲げたる相撲の額の上に書しありしとて左記の番附を出せり之にも大關、關脇、小結ともに三人づゝあり其大關の一人を左右ともに相關としたるを見れば相關と云ふことも全く無かりしにあらざるべし

寄方

- 大關 肥前 西國 齊藏
- 相關 筑前 金碇 仁太夫
- 脇關 肥前 鹿其五郎左衛門
- 同 筑前 大筑紫 磯之助
- 小結 大戸門 太夫

本方

- 大關 大阪 大山治郎右衛門
- 相關 因幡 兩國 梶之助
- 脇關 讃州 一松 半太夫
- 同 同國 松山佐五左衛門
- 小結 山州 八重垣和田兵衛

同 片男浪 長之助

同 讚洲 今川三五左衛門

此番附に年代及び相撲場を記るさうれど金碓、兩國其他の力士の元祿十三年紀の森の番附に出でたるもの数人あれば蓋し其時代に近きものなるべし

最手脇 脇 最手脇は即ち最手の次に位すること字の如くにして畧して單に脇と稱す現今の關脇と云ふもの之より江家次第其他の書に助手と書したるも亦此脇を稱したるものと云へり

占手 占手と稱するもの後の何にあたるを知らず蓋し後に之に當たるべきものなきに依るならん、内裏式に先づ占手を出し云々と記せし註に四尺以下の小童を用ふ前一日、内裏に於て長短を量り或四尺に過ぐる者あれば當日更らに相ひ對せしめず以て負と爲す云々とあり因て見れば占手とは相撲の初めに於て四尺以下の小童を以て相撲しむるの式禮にして相撲の吉凶を卜するの意を含みたるものなるべく占手の文字初めて解することを得べし、後人占手を以て最手に次ぐ力士即ち最手脇の如く解し又裏關と混するものある如きは大なる誤解なるべし

小結 木村柳全の強弱理合書に小結と號るもの慶安年中の頃より出づ其前には用捨定まらず云々と記るしあり之に因て見れば前に出せる寛永番附に小結と云ふもの、出するは如何にや番附の偽板なるに因るか柳全の誤れるか若くは用捨定まらずと云ふの意は小結の有無一定せずと云ふにあるか今にして殆んど其時代を確知すること難しと雖も要するに小結の號は古きものにあらずして勸進相撲創立後のものたるは明かなり又式守蝸牛の隱雲解に最手、最手脇の次を力士と云ひ合せて今之を三役と號く云々と云へるは何に據るか今の小結を單に力士と稱せしと云ふこと他の記録に見ることなし且つ力士は總稱にして之を今の小結の號なりと云ふは遽かに首肯しがたき説なれど専門業者の言なれば姑く一説とし掲げ後の考證を待つ

幕の内 幕の内の語は江戸幕府に至り將軍 上覽相撲の日、上級の力士は幕の内に居らしめしを以て此語ありとの説、専ら人の稱する處なれど、正確なる記録の存するなく只口碑に留るのみなれば其時代を斷じがたし思ふに節會相撲の時代にも幕を以て相撲に關する人々の座を定めたること内裡式、江家次第其他公事の書に屢ば記し

たれば或は此時よりして既に幕と云ふ語の存せしやも知るべからず然れども幕の内
 と云ふ言の果して江戸幕府後のものなりとすれば將軍上覽の日、上級の力士を幕
 内に居らしめしより初るの説可なるに似たり之れ亦後考を待つのみ
 前頭 力士に前相撲と云ふあり之が頭に立つを以て前頭と稱すとの説、是なるに似た
 り強弱理合書には小結の事を説きし次に此外は元禄年中より追加す云々とのみあり
 前頭の文字を見ざるも前に出せる元禄年間の番附には既に前頭の文字を出しあれば
 恐くは當時既に此稱ありしこと疑ひなし、然れども彼寛永番附にも亦前頭の號あり
 之れ亦理合書と合はず何れにか誤りあるべし

横綱の起り

横綱の稱の因て起る處 詳かならず力士の腰前に横たふるに依て此名ある乎、要する
 に神前に張りたる綱を横へ以て最上力士の神聖を示したるものに過ぎずして其初めて
 之を用ひたるもの、今にして追考しがたきのみ、吉田追風の家傳には嵯峨帝の弘仁年
 中攝州住吉の神事相撲に近江の住人ハツカミと云へる力士あり能く之に敵するものな

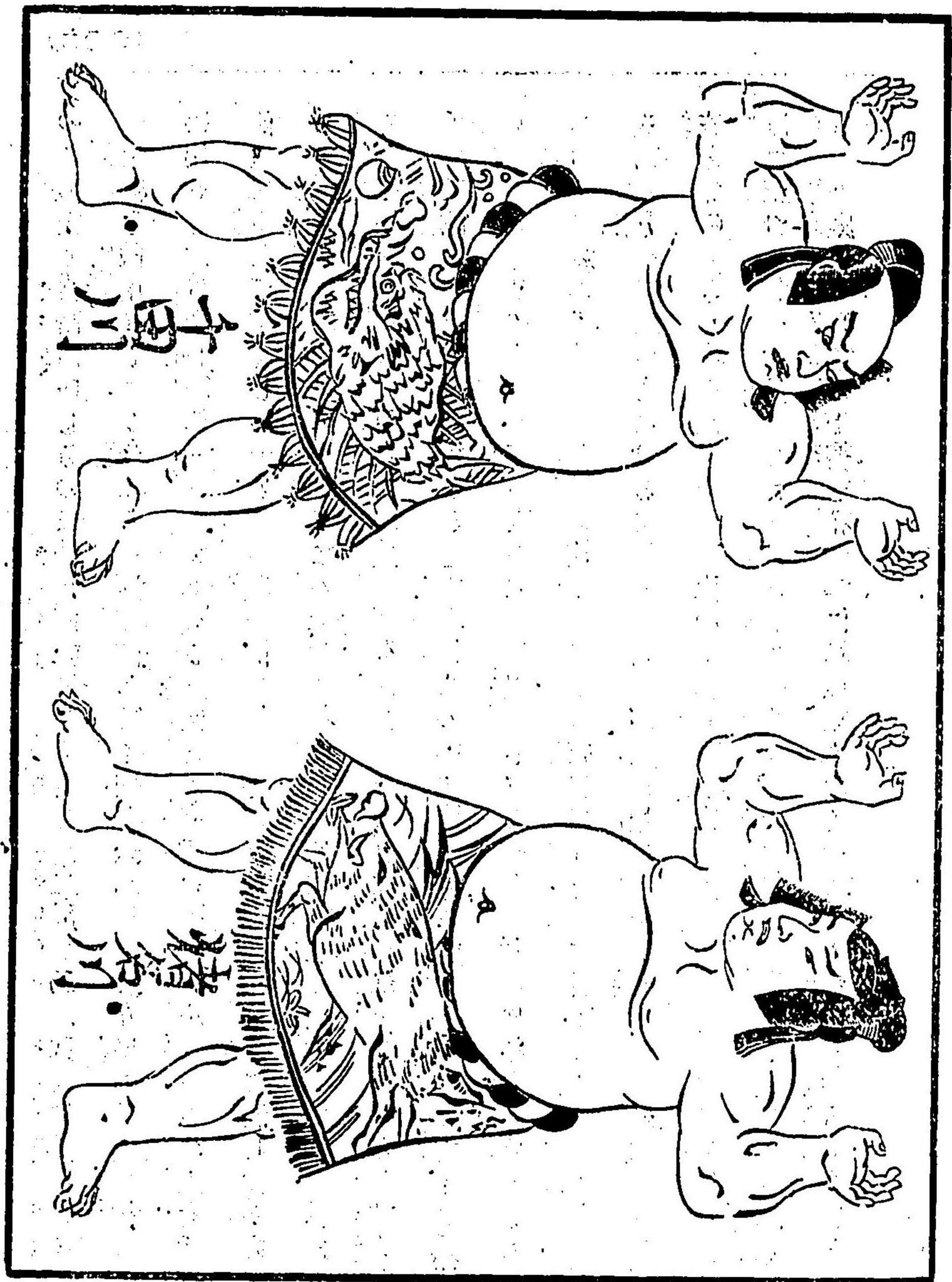
し其時の行司志賀の左衛門住吉社の注連細をハツカミの腰に纏はしめ對手の此細に手
 を掛るものあらばハツカミの負けとなすべしと定め勝負を決せしめしに一人として之
 に手を掛け得るものなし是れ横綱の初めなりと云へり此他一二の説ありと雖も信ずる
 に足るべきものなければ姑く吉田家の傳説を掲げて他は闕如す

櫓太鼓

相撲場に櫓を設け其上にて太鼓を打つことは畢竟は相撲興行中の事を市中に知らしむ
 るの報知器に過ぎざるべきも之れ亦由来あるべきことにて或は城砦の櫓を摸し陣鼓の
 意に倣ふとも稱し又勸進相撲創立の日、特に幕府の認許を得て之を設くとも稱し演劇
 場にて櫓を設くることは元相撲場より貸與されたるの名を以てすと云へり、江戸勸進
 相撲の太鼓は元は伊勢の海家の専有に屬し總て五個あり四谷鹽町に於て勸進相撲興行
 の當初より世々伊勢の海家よりして相撲興行毎に之を相撲場に貸與し先づ觸れ太鼓と
 稱し下町、本所深川、芝、山の手、淺草の五區に分れて市中を巡廻したるのち其一を
 櫓に備へ、興行中日々早晚より打ち鳴したるものと云へり、此の太鼓につき寛政十年

中、一の訴訟を起し紛糾月を重ねしことあり當時伊勢の海億右衛門の遺族よりして幕府に出したる訴状の一節に「相撲興行の時々御府内町々へ相廻し候太鼓五柄取極伊勢の海五太夫より持ち來り興行之時々貸し損料錢受取來り候略神明社地に於て相撲興行有之定て私所持の太鼓借請に參り候儀と相心得罷在候へ共何の沙汰も無之中如何の譯合にて太鼓不借受候哉と懸合候處年寄共の内にて新規に太鼓拵候間已後借請に不及旨申し候署前書申上候通り元祖五太夫より數年來持來候儀は兼て年寄共辨罷在り何故此度新規に拵候哉云々」とあり此訴訟は後に調停するものありて事なきを得たりと雖も其れより數年にして伊勢の海億右衛門の遺族絶ゆるに至りければ其門流柏戸宗五郎、伊勢の海村右衛門と改稱し太鼓の専有權も亦此家に移り以て明治の初年に及べり今の伊勢の海五太夫は即ち其後繼者なり、而して東京角力協會の成るに及んで太鼓も亦協會の手に屬せり

揮をまはしと云ふは後の稱なり相撲協會の時代には猿鼻揮を用ふ今の猿股と稱するも



明和時代の化粧揮

明和年間大坂にて出稼せる一枚繪にて當時の化粧廻し今よりも短く履の上までなせるを見るべし又此中の繪名川と云ふは彼淨瑠璃千兩轡と云ふに出でたる繪川にて當時人衆の力士と思はれ繪の左右に當世取田の四字を題しあり

のに似たり當時用ひしものは前後四幅にして長さ凡二尺と云ふ武人相撲の時代には馬の手綱を假用せしより今にても揮を稱して手綱と云ふものあり馬の手綱を相撲の揮に假用せしは曾我物語に「河津かしこまり候とて直垂を脱すて小袖一つの上を手綱二筋四重に廻して強くしめ」とある其一例なり、然れども之れは素肌に着したる揮にはあらず單手懸りの爲めに小袖などの上より纏ひしことは前記の文中にて知られたり降つて勸進相撲の時代に至りては積鼻揮を用ひず今のまはしの如きものを着し其端を前に垂れて陰囊の邊を蔽ひたること古き相撲の圖に屢ば見る處なり現今の力士が陰囊の前に糸の如きものを並べ下げたるは即ち其餘意なるべし、然るに相撲の盛行するに及び力士は競ふて美麗なる揮を用ふるに至り終には土俵入に用ふるものと相撲に用ふるものと分つて二つとなせるに至りしなるが之を相撲大全に記して「織紋、縫模様の風流をものずきし染めたり此事正徳中に初り享保年中大に流行しける其頃武門の御歴歴に至つて相撲を好ませたまひ諸國の大力士、上手等數多御抱ありて中其御抱角力人、彼殿より拜領の下帯を花やかに結び立ち出でけるより他の角力人も是にをとらじ

と伊達を専らにしける中世に紀州まはしと稱しける中是より次第に我劣らじと風流をつくす事に成り誠の土俵入の時打揃ひ出並ひたる氣色筆に書がたし云々」と云へり嵐雪の「角力とりならぶや秋のから錦」と吟せしは蓋し之を云ふなり、然れども其初めは僅かに膝の邊まで垂るゝほどに過ぎずとて揮の端を下たる時の餘意を留めたりしが後には次第に長く垂れて何時か今の如く足の甲の上までも垂ることゝなれり之れ揮の沿革にして其名稱も數様に分たれ土俵入にのみ用ふる美麗のものを俗に化粧廻しと呼び又緞子と呼ぶものあり蓋し多くは緞子にて作れるに因る而して相撲の時に用ふるものを取廻とも締込とも云ひ其價百餘金に上るものあり揮の奢侈極れりと云ふべし

しこ名

力士の假名に何々山、某々川など云ふを、舊時はしこ名と稱し足利時代既に雷、辻風など呼ぶものありしことは前に記したる中に見えたり又慶安四年の町觸れ中に「シコ名の異名を付候者有之候は、早々可申上候いにしへより相撲取候もの異名つけ候共向後は其名堅く可爲無用事」との語あれば相撲人の假名を舊くはシコなど稱せしな

るべく今にては之を藝名と稱せり

三結、四辻

現今力士の權を後に結びたる處を單に三つとのみ呼べり古今著聞集には之を四つ辻と書し「腹くぢりが四辻をとり」とあるは前きに記したる中に詳かに之を四結、三結など稱せしことも前に記したる中に散見したるが要するに其結びたる狀の四辻の如くも三辻の如くも見ゆるよりの稱へにして今之を三つとのみ稱するは略語なり

引分預

引分は古くは持と云ひ節會時代の相撲よりあり、又吾妻鑑にも屢ば見るの語なり又勸進相撲の時に及びて勝負の決せざるをわれと稱し懷子に「相撲場にわれやみゆらん河津がけ」「むすぶ手のあかても人やわれすまふ」などあり此は今の預りと稱する如き無勝負を指せしものにて河津がけは双方共に倒るゝ手にて多くは無勝負となること今も谷の音の相撲などに多く見る處なり懷子に云ふ處も此等のとを吟せしにて引分にはあらざるべし現今無勝負をあらしと云ふものあり即ちわれと同意義なるが此は引分

と預とに限らず總て無勝負の時を指して云ひ相撲の勝負に金錢を賭する人などの常に稱する語なり、又相撲大全の序に往昔すまひの勝負に争ひをなせし時に行事、雪は折らん竹は折れしとつもるまに風吹き拂ふしのゝめのそらといへる古歌を引もちひて左右をなだめけると記したるは何時の比の事にや又斯る例の果してありしにや今考ふべからずと雖も若し斯ることのありしとすれば甚だ優雅なることなり

弓取

相撲の終りの日に大關に適ひし力士に弓を與ふことは今も行はれて人の知る處なるが此事は元龜元年二月廿五日織田信長、江州常樂寺に相撲を見るの日、能く宮居眼右衛門に敵するものなきを見て、重藤の弓を與へて之を賞するを濫觴となすと云へり後勸進相撲の時代に及び大關に弓を與ふるのみにては關脇、小結の狀、寂寞を感ずるを以て更らに關脇に絃、小結に扇を與ふるの例を開くと云ふ、案ずるに扇は元矢を與へしものなるを狀の相ひ似たるより略して扇となしたるにあらざる乎姑らく後考を待つべし、又此事を相撲大全に記して此弓は四本柱の中、出掛の正面の乾の柱に結びつけ

橋しを近代は出かけの柱に結付あくと云ひ今は正面右の柱と後面左の柱と交り相ひ換て結び置くこと人の知る處なり又同書に請取渡に故實作法ありて關直ちに請取らねば方屋のうち古實の案内をよく知りたる者出て此弓を受取るなりと記し百數十年前も今も同じ様と知られたり、

力紙 化粧紙

四本柱の後面左右の柱に釣り置き力士の登場の際に用ひて体を清むる紙を化粧紙と云ふことも既に百數十年前より行はれ相撲大全に亦此事を記したり嬉遊笑覽に之を敷衍し鷹筑波集の「相撲とりたのみやかくる力紙」と云ふを引きて力士が登場の際に此紙を髻りにかけ亂髪を防ぎたるより化粧紙を一に力紙と稱せしならんと記せり據るべき説なり

力水

士俵四本柱の後面左右に置き力士登場の際に用ひて咽喉を沾ほし又體を清むる水を力水と稱す、亦百數十年前よりの稱にして大全にも之を出せり

相撲櫛と丸山筒

力士の櫛を挿たること兩國梶之助、鬼勝象之助より始め丸山筒の丸山權太左衛門に出しこと前に既に詳記したり

土左衛門

水死人を土左衛門と稱することは力士成瀬川土左衛門より始まると云ふことは人の知る處なるが之を近世奇跡考に記して曰ふ成瀬川は肥大のものゆゑ、水死して渾身膨ふどりたるを土左衛門の如しと戯れいひしがつひに方言となりしなり云々と成瀬川は享保年間の力士にして前に出したる享保九年の番附前頭の筆頭にあるもの之れなり 待たの起り

力士の立ち合ひに待たあることは谷風に對する八角より始るとは前きに引きたる隱雲解の語中に見えたるが之を澁川時英の齋風雜話中に詳かに記したり同書は寶曆九年に成りたるものにて彼有名なる仙臺産の谷風より數十年前の書なれば書中の谷風と云ふは素より寛政年間の横綱谷風にはあらずるを後に講談師小説家の聲、誤つて之を二

代谷風となしたるもの多し今書風雜話の一節を抄記せんに曰く常世の角能漢は角力の古法を知らずして古式を亂り行司を蔑にし行司の指圖を受けず其土俵場に相對したる時に既に行司が團扇を引きて向が仕懸けても互に己が氣に乘らぬ間待ツタこと云て取組まず勝負を氣遣ふ有様甚だ卑劣なり總て角力の古法は如此ものに非ず角力の古法にては双方相對し左右の手を下て己れの向ふ處をあさへて居れば行司團扇を双方の中間に挿して双方の呼吸合を審察し双方呼吸の揃ふたる處を視て「スマフ」と云て團扇を引くこの時早しかの時遅し双方「ヤツ」と立舉りて勝負を試むるとにてこそあれ、然らば行司が其團扇を引たらば直ちに立合て勝負をなすべき事なるに近むるの如く待ツタ、待ツタと云て己れの勝負を氣遣ひ行司の差圖を奉ぜざるは甚だ卑怯なる振舞なり、明石侯の家臣に松山五郎兵衛と云へる人あり時英が祖父の門弟なりし馬場勝莊が門人にして時英の家流の柔術をも稽古し角力をも頗る善く取りたる人なりしが一日談角力に及びし時松山氏時英に語りて曰く享保元文の頃讃岐の谷風大坂にて關を取り九年の間勝通したり翌十年目の角力に勝てば日下開山の關取になるべき沙汰ありし

其頃大坂の仲衆に入角と云ふ角能夫あり茶船を鐵砲だめにするほどの権力者にて角力も強かりし故大坂の一富商が殊にこの八角を最負し今度の角力に勝ならば町屋敷を二軒與へて一生安富に暮しを與ふべしと勵ましけるにぞ八角種々工夫を凝らしたれども逆も谷風に勝つべき透の所も見えず如何はせんと當惑しけるがやがて「待ツタ」の一策を案じ出したり、此に於て八角は谷風を堅くせんと思ひ付き行司團扇を引と均しく谷風仕懸くれば「待ツタ」と云て取組まず谷風ひたすら仕かくれども八角は彌よ取合はざる故後には谷風も是迄なき事ゆゑ心せきてハテたわけたる奴哉と思ひつゝのぼせ切りたるすきを窺ひ八角は先を取りて仕かけ這奴が慣手の「モタレ」を取て押出し勝を占めたり是より後は誰も負けじとて「待ツタ」「待ツタ」を學び世間に流布し竟に今の様にいやしく成り降り云々

近代待たにて有名なる話は鬼面山と兩國今の相撲年の相撲にて古老 某の著者に語りしことに兩國の待た六十餘回、鬼面山の待た三十餘回に及び或る人其半ばより人形町まで用事ありて行き歸へりしも尙ほ待つたを續け居り日漸やく暮れて土俵上も見

分けがたきに至りし時、何れの力士なりしか齒より血の出でたれば行司は痛みありと稱して引分け當日の相撲を終へたりと云へり

第十四章

將軍上覽相撲

江戸幕府の世、將軍の上覽相撲數回あり而して世に傳へて最も盛事なりとするは寛政三年、谷風小野川兩力士の時代なり其事詳かに舊記に存するを以て大要を抄記すべし

寛政三年四月回向院に於て相撲興行中、町奉行池田筑後守より勘進元鍛山喜平次、差添人伊勢海村右衛門を徴し近日將軍の相撲上覽あるべきにつき旨の内命を告げ且つ力士を散らすまじき事、力士の權威に誇り個間しき儀無之様可申附事其他數ヶ條の書を下し土俵上の典禮は吉田追風をして司らしむるに定め六月十一日吹上苑内に於て相撲の召合せあり土俵の儀式は前章土俵將軍終日之を覽るに當日の勝負左記の如し

中入前	△印勝	東	△入間野	西	△玉ノ井	東	△奈真山	西	伊勢濱
行事 式見	見藏	東	初瀬島	△御所島	行事 式守伊之助	△浪分	△分	柳川	
桂山	△吉野山	△鳴戸	和歌浦	△伊吹山	岩ヶ嶽	△晴	江刺川		
尾上松	△錦野	行事 式守秀五郎	渡	鈴鹿山	岩ヶ嶽	△名取川	△紅葉山		
若松	△興佐海	△時津風	黒雲	△伊勢濱	獅子ヶ洞	△名取川	△紅葉山		
森ヶ崎	△岩ヶ崎	△熊ノ川	杜月時	△出水川	月田川	△淡川	△須磨ヶ關		
龍ヶ崎	△金錠	△映ノ川	演風	△友	關ノ戸	△加茂川	△荒鷲		
△千歳川	荒見崎	△荒澤	綾川	行事 木村庄之助	出羽ノ海	△飛鳥川	△八雲山		
櫻野	△安宅山	龍ヶ鼻	△香取山	雷電	△錦木	神樂岡	△亂獅子		
△利田川	今出川	行事 岩井 嘉七	△荒海	△鷹ヶ渡	宮城野	住ノ江	△外ノ海		
△荒瀬	角ノ森	連	△緑川	中入 後	中入の間相撲人へ赤飯を下さる	袖ヶ浦	△高尾山		
行事 木村庄太郎	角田川	常磐川	△緑川	行事 式守 見藏		△桐ヶ崎	△高尾山		
鳴見川	△鳴澤	△千渡ヶ渡	△緑川	△緑山	荒瀬川	更科	△越ノ浜		
△由良戸	壺川	△諏訪ヶ森	△緑川	△八沙島	△越柳	和田海	△秋田川		
△都山	朝日野	△楠	△馬	△岩ヶ根	嚴島	不破ヶ谷	△御崎川		
△鷹ノ川	上越野	△杉ノ尾	阿曾森			九紋龍	△柏戸		
△和野崎	△笹ノ山	△關ノ川	荒瀬						
	手間ヶ關	行事 岩井 嘉七							

△宮ノ川	△鬼ヶ嶽	△岩ヶ洞	△立派	△岩ヶ洞	△立派	△岩ヶ洞	△立派
△通リ矢	△三浦湯	△温海嶽	△神撫山	△温海嶽	△神撫山	△温海嶽	△神撫山
△黄金山	△山ノ分	△松島	△秀ノ山	△松島	△秀ノ山	△松島	△秀ノ山
△梅ノ尾	△荒沙	△浪ノ音	△瀧ノ音	△浪ノ音	△瀧ノ音	△浪ノ音	△瀧ノ音
△甲斐ノ關	△宮田川	△浪ノ波	△熊ヶ嶽	△浪ノ波	△熊ヶ嶽	△浪ノ波	△熊ヶ嶽
△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電
△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電
△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電
△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電	△陣幕	△雷電

此日年寄三十六人、染帷子麻上下着用にて、土俵場へ代りくゝに相詰め、行司十四人、素袍にて侍烏帽子木剣を帶し、追風始め土俵入りの節、柿色の素袍侍烏帽子着用にて、土俵の上に薙を鋪き、其上にて相撲の古實言上す、後谷風小野川取組みの節、吉例に依て往古追風紫の打紐付たる獅子王の團扇を持ち、侍烏帽子侍衣四幅の袴着用、土俵の上草履御免にて勤む

當日相撲の狀を記したるもの故成島柳北の曾祖父衡山成島峰雄の相撲御覽の記あり文と事と共に見るべきを以て之を左に録す

すまひ御覽の記

寛政三年六月十一日吹上にして相撲御覽の事ありかねておなじつらなるものともおほやけことといとまに見侍べるへきよし御ゆるしかうむりて朝のほとより御もの見のかたにまありつとふそもく久かたの雲井の庭にしてとしことにすまひのせちゑ行はれしも保安に中たえ保元にふたゝひおこされしがそのいちはまたたえて聞えずたけくいさめるものふのうへにたよりあればにや鎌倉右大將家のころもつはら司位あるもなきも高き賤しきわいためなくちからをたくらへ明暮のたはふれくさとせしより室町家の時なども御覽のことありしとそしかはあれと星うつり物かはりてことり使ひなといふことも聞えず葵夕顔のかさしもたえしより今やうは四もとのはしらす土俵などいへるものさへいてきたりそのはしめほてといへるも今は大關と名をかへすけ手は關脇ととなへ小結ひと稱するを合せて三の役とし夫よりまへかしら幕のうちまくした三段四段五段ほんちうあひちう前相撲とその品をわかちたうさきはまはしとよび相撲の長は行事といひ弓ゆつるあふきの三種を四もとのはしらにゆひつくる皆ありふる定めとなれりその名どもは見聞くまんにしるし付たるなるべしけふ

なん空くもりなく常磐の松か枝見渡し遠くしけりたるにひらばり遙くどうちわた
 しその前に四もとのはしらを構へそのはしらをくれなるとむらさきとのきぬにてつ
 つみもとをはくれなゐの氈してつゝみそへ柱の上のかわにははなだのまんを四方に
 引まくらしたり土俵の中央には青幣しらにきて七ツ神酒瓶子二ツほし櫃ほし栗のし
 こんぶをそへあはせて三くさをしき二ツものにもりてそなたにのむしろ四ひらし
 きたり御三卿のかたへ執柄の人々よりして萬つの司の布衣以上なるも以下なるも
 御まへゆりたるかきりはみな襪じき給はり御かたはちかく侍らふかきりはをさな
 きものまでもひきつれいさゝかの隙ありとも見えす巳の時すくる頃にやあらんなら
 せ給ふめし合せの名なとたてまつりしはしありて白張きたる男二人出て左右の水桶
 のほとりたのやまひたり東の櫃の屋より追風と名のれる吉田善左衛門團扇どりさて
 の行事木村庄之助吉田幸吉外二人を召具して埒のうちを通りて來れり皆烏帽子素袍
 をきたり追風土俵のうちに入りむしろにつきにきてむかひ拍手うちならし祈禱し
 方屋まつりをはりて幣をとり二人の行事に授けて庄之介幸吉左右よりすゝみ瓶子

をとり神酒を四本のはしらの根にそゝきつゝしりぞくやかてむしろを白張きたる男
 左右よりとりて四もとの柱のもとにあなじつらにたてさまに「ひらつゝ引わく追風
 うつくまり居て袖かきあはせ方屋ひらきといふことを唱ふ其ことはにいはいはくあめつ
 ちひらけはじまりてより陰陽わかりきよくあきらかなるものは陽にしてかみにあり
 之を勝と名くもくはにされるものは陰にして下にありこれを負となつけ勝負の道理
 は天地自然のことわりにしてこれをなすものは人なりきよくいささきよき處には
 しらを構へ五穀成就のまつりのおさなればはらをもつて關所をかまへそのうちに
 て勝負をけつする家なれば今はじめて方屋と名つくるなりといさゝか臆したるさま
 にもあらずこそをかしく聞ゆかれは野見の宿禰が裔にていにしへの志賀清林とい
 る商名の相撲の流れをつぎ遠つちや吉田豊後守家永内裡より追風といふ名を給はり
 世々すまひの有職たるよしいま細川家につかふ此度御覽の式つとむべきよしおほせ
 ごとくたりめんぼくかぎりなきものならし追風ことをはりてうしろに別にまうけた
 るむしろにつくこれは交名に勝負のつまじるしせんためとぞ年寄といひて此道に年

ひさしき翁ども淺黄の上下きて七八人つゝしたかひるたりいける世のかひつくりたるもことわりとぞ見えしさて東の方より行事みちひきにしたかひ若かくいさめる相撲ども二十一一人四もどのはしらの内に入りひしくとうつくまり拜し立あがり力あしどとふみすゑてかへり入る西の方よりもあなむさためにしてかへり入ぬればひんかしより又かはりていつ、にしもまたしかり三たひにあたる時は十人つゝ出つこれを土俵入といふいづれも錦繡のたうさきかきたり東の大關小野川たうさきの上横綱といふものかけたりこれはあるが中にもすぐれたるものゝゆるさることゝぞ弟子のすまひ二人前後にひきつれてねりいづまづ埒のもとにて拜し土俵の内に入たるさきさきいかにめしう見えつるものしにもはるかにうちこえしなり黒きおももちむつかしげにすさまじき毛はへたるがさすがにあそみながら此道にしてはわれはどおもひあがりたるさましたり土俵をはりてしそく立かはり西の大關谷風といへるはこれも横綱をかけ達ヶ關秀の山といへる大にたくまじきものどもを二人したがへ出てあなむことふるまふま山もうちき出たらんやうにて腰のかこみなどはげに

牛をもかくしつべき樹からほどのさまじたり、まじりほそ引て鬘に入るおもうちにてやかにつゝしみやまひたるいさゝか驕慢の氣なくめやすく入りぬさて殘れる七十四人の相撲どもはやがて立あふべき用意に土俵入つかふまつらすどなん、しはしありて名のりわけの行事二人水桶のほとりにありこれが外に行事一人土俵のうちにある四方はしらのもとに引わけしきあきつるむしろの上こと一人つゝあり都て行事七人こそ、かくてすまひはじまりぬれば左右より行事すゝみより東のかたや桂山とよび西のかたや吉野山と高らかによぶ此相撲二人埒のうちを通りて水桶のもとにより水たうべ土俵に入り各こつまとりより合たれば行事うちはをいれ聲をかくとひとしくよしの山四ッ手に組桂山がしたの手にて廻しをつかみなぐべきと引よするをうちのかたより足をかけ身をかたきの方へあしかけしかば桂山あふのけにたふれす吉野山のかたへ團扇をかざし勝相撲吉野山と高らかによぶわたしかけといへる手なるよし東の方より尾上松西の方より錦野をめしあはす尾上松にしき野をはちの上にいれきてあしあなさんとせしがかへりてものがあし土俵をふみい

たしければふみこしの魚とす、つらきて若松のわきはらに西の與佐の海右の手をさし入れんとするを若松はきとこらへたれば與佐の海身をひねりさまにまきあとして勝ぬ西の岩が崎は森か崎と四ツ手にくみうへしたの手にて森か崎のまはしをとる腰へつりあげ身をひねりながらこしなげになく龍が瀧つまとりしてかゝらんとするを西の金碓かたきの足をふみとめさせずたゝしにさしだし此手をあしきりといへり東の千歳川荒見崎をこれも腰なげに投だしぬ櫻野を西なる安宅山四手にくみ廻しをとり引あげて土俵の外へやぐら出しに釣出す東の和田川と今出川立合ぬるが今出川ふみこしの足まけしつ東の荒灘角森が二の腕をかいつかみ左りの方へひねり倒す角の森ふみとまらんとするをそのまゝにさし出せしかばひねり出しの勝と定む行事木村庄太郎立かはれり東の清川に隅田川をつがふ清川あしきりて勝鳴見川を西の鳴澤四手にくみ上の手してかたきの横まはしをとる片足をあとのかたへひらきながらなげ倒すだしの手といへり東のゆらの戸立川をよつ手にくみ下の手にてかたきの廻しをとり腰へ引よせ上の手にて二の腕をとる身をひねりながらどうとたふすつゝき

て東の都山に朝日野つがひしがふみきりとてかたきよりあしかけられ踏とままりしが身のかためまたしきをすきまなくつかれて土俵より足をふみ出す東の鷹の川上總野をよつ手にくみしが双の手して廻しをとり後へ持あげ土俵の外へ出しぬこれをもちだしとて四つ手持ちだしともいへり、これより中の品なり芝の森は西の筆の山と組しがうき足とてあまりにとりくひられて體の力なく足うきたち負ぬ東の入間野片男浪とよつ手にくみ上の手にてかたきの廻しをしかととり下の手をぬき二の腕をかいこみ身をひらきながら足とく蹴たふせり初瀬島を西の御所島あしきりて勝東の鳴戸若の浦を四手にくみ若の浦が首をかへし足をかけまはしをしてうち倒す行事岩井喜七立かはり雲林に西の淀の波をあはす淀の波よりあふよりいち早く左右の手をもちて雲林が胸をつきければとく土俵の外につき出せり東の時津風黒雲と四手にくみあひ黒雲を腰に引つけ下の手にてかたきの二の腕をひねりながら投たふす四つ手なげといふ東の熊の川杜戸崎が左右の手をしたゝかにとらへて前へ引たふさんとするにたふれさればそのまゝ引かへし突出せり此手をば引あとしとらへり東の咲の川

濱風と四手にくみぬ濱風上手にて廻しをどらんを引よせるをかへりて咲の川足をか
 げ身をあしかけてうちたふす、その様いとゆゑしなげわたしといへる手なり綾川東
 の荒澤が左右の手をふとらへて前へ引たふさんとせしがかへりて行ちがひむかふ
 へ手をつき負となる是は我が里近く生立し相撲なれば本意なきこゝちす龍がはなと
 西の香取山たがひに二の腕をとりあひ頭を肩につけあしあひたるが龍がはなの強く
 あしけるかたの身をはつし腕をとり前へ引たふし香取山かひなまはしの勝とさだむ
 さゝ波を西のあら海土俵のかぎりあしつめいさゝかもはたらかせずして我體をかた
 めまもりゐたればつめどもあしつめどもいふ勝なりげにさゝ波はあら海につがふべ
 き名のりかは行事式守秀五郎かはりて常磐川に西のみとり川ひしと取つめ土俵
 の外へあし出す東の千渡が滾たちかはり雪の浦を同じさまにあし出せりかうやうの
 手はいさゝか目をまるためらひもなし東の諏訪が森に袖の浦ふみきり負したり東の
 楠あしきりて荒馬にかつ東の杉の尾阿その森を土俵のもとまであしつめて勝ぬ東
 の關野川にあら瀧ふみきりのまけしつ東の玉の井わら熊とつがへり此あら熊は色く

ろく大の男のおほちかちなるが己のが名にあひてやがまへけんひた黒の廻しに白が
 ねして熊の月の輪をつけたりいかめしくきらくと見えしが玉の井さし寄て四手に
 くみなけんとせしに猶足のこりけるをそのまゝ突たしぬ投残りあしきりの勝となれ
 りさしもゆゑしく出たちしがいかに本意なからんと覺ゆめり式守伊之介行事す是よ
 りは上の品なり東の伊吹山鷲が嶽いづれもをどらぬ大方なるが鷲が嶽片手をさしあ
 し来るを其さしたる二の腕をきと取へて身をひねりながらはたとなげたふせりかひ
 なひねりといふ手なり東の鈴鹿山岩が關の四手くまんくと働くを下手にて其腕
 をとめ上の手にて廻しのゆひめをとり腰へ釣つけ身をひねりながらうちたふすうは
 手投といへるよし東の伊勢の濱獅子が洞をあしつめ箕島は西の眞鶴にかひな廻しに
 てなげらる東の出水川四手にくみ戸田川か下の手にて廻しをとり投んと引よする處
 を足をかけむかひへあしかけ土俵の外へあし出すかけわたしといへり東の友千鳥は
 關の戸が片手さして押す處を上の手して關の戸が脇をあしやく久しくあしあひてい
 つれ勝負つくへうも見えざりしに友千鳥身をひらくと見しが關の戸たまたらすつきだ

さる行事木村庄之助かはれり東の梶が濱出羽の海をつめて勝ぬ雷電うきあしにて西の錦木にまけたり驚が濱はことに丈たかくふとくたくましく色黒きが西の宮城野の色白くわかろうるはしきに召あはせたるに互ひにちからやをどらざりけんしはしあしあひしがつひに驚か濱土俵へあしつけられわきへまはらんとて左右のあし土俵の上をわたりければ土俵渡りのそく負とす始めあしあひし時一トあし土俵をわたりしはあいつからゆるせる定めなれど是は左右の足ともにわたりぬれば宮城野の方へうちはをめぐ中入とて一庭のものみなく幄の屋の内にいれり上中下まで尾花飯やかれ飯など給はる漸くありて先のごと行事年寄白丁などひしく座につきをはり行事式守見藏立いつ東のみどり山あらせ川をあはすみどり山下手にて荒せ川をなぐさしかへりて下の品より上の品へとりわくべきなりと聞ゆ八汐島を西の越柳あしつめて勝東のなら山伊勢が濱の二の腕をきとらへて前のかたへうつふしに引たふす東の浪分柳川をあしきる東のわけぼの江刺川に勝るも前に同じあまりにすみやかなるは見處なきこちす鷹の羽西の金か崎に四手投になげらるつゝきて名取川が左右の

手を西の紅葉山とらへて力つよき手の方へひねりたふせり讃岐川を西の三保か崎あしきり東の湊川須磨の關をはね出し東の鶴か岡増見川をつむ行事木村庄太郎かはれり東の加茂川あら驚か脇に片手をさし前へ引き片手をはあら驚か首にかけ引あどすかたすかしといへる手なりとぞ飛鳥川かさしたる手を西の八雲山は上の手にて外のかたよりつよくかへ足を内よりかけ抱へたる手にて前へ投たり神樂岡を西の亂獅子上の手にてなげ住の江を西の外海うちかけ袖が浦を西の高尾山あしきる東の桐が崎廣田川と四手にくみ廣田川を引よせかたきの右の足をふみよするとやがてあのが右の足をふみこみ外よりあふりかけて地ひくばかり投出す更科は西の越の波に足きれにて負たり和田海を西の秋田川だしにてかち東の和田崎手間が關をかひなひねりして勝てり式守秀五郎立かはり行事す琴の浦を西の室か關はねあどしの手して勝通し矢を西の三浦瀧つきあとし東の宮の川鬼ヶ岳をつむる黄金山を西の山分四手にてなげ梅の尾を西のあら沙引あとし東の甲斐が關富田川をもち出し東の島か崎不破か關をあしきりかつ行事岩井喜七めしあはす虎渡を西の象が鼻はねだし東の岩

か洞立波ををしきる温海嶽を西の神撫山はね東の松島つがひて秀の山ふみこしの負
 となるこれらの事と今すこしくり返しくはしくかまほしけれどあまりくだ
 しからめればもらしつ東の波の音瀧の音いつれたかけんを見るほとに波の音あし切
 にて負ぬ式守伊之助かはりて召あはす東の波渡熊か嶽をかひな廻しにて投出す東の
 岩か根殿島をわたしかけにて投ぐ是より上の品なり稻川を西の鳴瀧四手にくみあし
 きり鬼勝が胸へ西の葦波肩ををしめて腰を入れかたきの腰を引よせ外より足をか
 け身ををしかけてかけてかけくぢきといへる手して投倒す名草山を西の越の戸はぬ出す東
 の和田原増見山ををしきり岩井川に西の達が關立あふいつれも増上多門のけきやう
 せるごどくおそましき力士なり達が關は谷風が弟にてことに若くたくましければ皆
 人心にて汗をにぎりあからめせずたれもほどくをどり出まほしきこちするも
 物くるほしきや四手にくみしが岩井が腰引よせ身をひねりながらあしかりてあし
 倒す四つ手ひねりといへりやとめてくつかへりたるを御座ちかければなり高しと
 せいす是れより三役と稱せり行事木村庄之助小むすび九紋龍西の柏戸を合せ九紋龍

まだわらはのさまながらすぐれて丈たかく少し心ぬるきやうなり柏戸はすかたかた
 ちとへのひわいけうありて心きたりと見ゆつまとりさし寄て四手にくみ土俵ぎは
 へあしつめたり庄之助柏戸の方へうちはをさくけ小結の職にたへたりと賞して扇を
 さつつかのあせたるわらはのはなしるめるうしろ手本意なげなり關脇東の陣幕に雷
 電とてこの頃なる神よりもひきわたれるをあはす立あふさまに陣幕早く雷電がの
 どへ手をかけのとつめといふ手してたへ一度に土俵へあしつめたりこのほどのうち
 ぞりにはいくらもすまひに立あひぬるもどこほりなく勝ぬるをおもひの外にもめ
 るかなと人いふけふの關脇にかなへりとして弦を陣幕にあたふしはしためらひて追
 風善左衛門遠つ親の内裡より賜はりし唐衣四幅の袴といへるものを着し獅子王とい
 ふ團扇の世々つたへたるをもちぬりいつるおもくちまづ故ありと見ゆ土俵の中央は
 かりすこし後ろによりて立左右より小野川谷風ゆたかにあゆみいつ御物見を拜し土
 俵に入左右に立ならぶけふの御覽はこれをむねと上中下さゝめきたつ左りにかたふ
 どし右に心ひくもあり六十餘州にゆるされたる手合なればこれに越たる拜見あるべ

くとも覺えずゆすりみちたるに行事さしかまひたる團扇の下より小野川谷風にとりかゝる追風左右をとりはなつてうちはを未だひかず聲もかけざるに取かゝりたることわりなしとしてしきりにさへざりふたゝびめし合すまばしためらひて團扇ひく聲と共に西の谷風ふとよせてはねたれば小野川取あふにもよばず二あし三あしたちろく追風善左衛門谷風にうちはをあげけふの關にかなへりとして弓をさづく谷風先のつよみ小野川後のよわみとて勝負決せるなりとぞあはれ谷風がをさめの手出したらんに山をもぬくべきをかくてはことゆかぬ心ちしたれど野見の宿禰が蹶速をうしなひ畠山庄司次郎が長居を絶入せしやうなるよりは事かりうるはしくさてあるへきにやあらん谷風弓をうけうやまひさへけ四方にふりまはしなどしてうちかたけ拜して入りぬこの弓を賜はる事は織田内府の近江の國常樂寺にして宮地といへる強力を關にて相撲見給ひし時勝たるを賞として給へるより今にかくなんといへり

かちかたにけふたまはれるあつと弓もとのまゝなるためしをやひくまことに夏草の花なく男鹿の角の束みじかき筆にかきつくへうもあらねとむさし野

成島峰雄

のひろき御めくみにかゝるわざをも見侍ることかしことのかきりになむ

第四編

第十四章

明治以後相撲の盛衰

明治年間相撲の盛衰を記せんとするには高砂浦五郎を以て經とし雷權太夫即ち梅ヶ谷藤太郎を以て緯となさるを得ず高砂は相撲中興の衝に當て獻身の功を建て雷は近世稀有の名力士として相撲の旺盛を鼓舞し二家共に其門下に名力士を輩出し前後凡そ二十年の間は殆んど二家を以て東京相撲の中心となしたり故に明治年間相撲中興旺盛の要因に關して二人は實に經緯として重きを置かざるを得ず加ふるに力士供給の資源として亦明治年間の相撲史を離るゝこと能はざるなり是に於て明治年間の相撲を記せんとするには勢ひ二家の傳たらざるを得ず、言を代へて云はゞ二家の傳は即ち明治

の相撲史にして明治の相撲史は即ち二家の傳たらざるを得ざるなり、始め慶應四年改元して明治元年と稱するや時乃ち王政維新に際し海内騷然能く相撲の技を觀て歎樂するの暇少なし是を以て當時力士には不知火、鬼面山の横綱あり又大綱長吉、兩國梶之助、朝日岳鶴之助等の人氣力士ありと雖も相撲は以て甚だ盛行するに至らず三年三月には關脇増位山、境川と改名して不知火に代つて東の大關に進み五年十一月には綾瀬川進んで西の大關となり是時に當ては東の關脇には大綱あり西の關脇には兩國あり朝日岳は西の前頭筆頭に進み東の前頭筆頭には高砂浦五郎其名を署し此に始めて明治相撲史に筆を就くるの端緒を開き來れり高砂浦五郎は天保九年十一月上總國山邊郡の山武豆谷村に生る少にして相撲を好み自から田舎相撲の群に入りて磯千鳥と呼ぶ安政六年十一月江戸に出て贅を相撲年寄阿武松庄吉に取り其門に入て名を東海大之助と改む元治元年の春序の二段に進み後累進して再び高見山大五郎と改め明治二年十一月東幕の内に入る、是より先き高見山は境川、手柄山、相生、兜山等と共に姫路侯の抱へ力士たりしが廢藩置縣の日に當り高見山等も亦姫路侯より其抱へを解かるゝのことあり

り是に於て高見山等相ひ約して曰へらく今王政維新に際し我徒姫路侯の抱へを解かるると雖も年來の鴻恩は終に忘るべからず縱令厚俸を以て招くの人あるも我徒相ひ約して再び仕ふることもなかるべしと既にして相生其盟に背き土州侯の抱へ力士となり名を綾瀬川と改む高見山之を聞て激怒已むこと能はず一日綾瀬川の首を得て姫路侯に謝せんと欲す相撲年寄玉垣、伊勢之海之を聞て大に憂ひ百方調停する處ありて終に綾瀬川よりして謝罪状を出し始めて事なきことを得たり之よりして高見山の名、漸く重きを置かるゝに至る越て數年高見山、名を改めて高砂浦五郎と呼び東前頭筆頭に進み名聲力士間に隆々たり、始め高砂力士間の積弊洗滌に心あり其他位と威望との未だ高からざるを以て久しく黙々に日を送ると雖も今や其時の至るを知り明治六年、偶々濃州に在りて綾瀬川、小柳等と共に志を語り高砂先づ力士間の積弊を擧げて曰く一年兩度の回向院勸進相撲を始め地方巡業の日にありても力士の俸給は一文半錢も與ふることなく纔に衣食を給するに過ぎず得る處は皆年寄の手に收め幕下十兩取りに至りて始めて些少の小遣錢を與ふを例とせり是を以て力士は年寄等の酷遇に堪へずして中途に業

を廢して無頼の徒に伍するに至るもの少なからず且つ相撲年寄の筆頭、筆脇、副取、座するもの威權を弄し弱きを虐げ金錢の出納其他亦不正不義の事多し且つ一年兩度の勸進元と稱するものも單に其名を署するのみにして其實は皆筆頭、筆脇が專斷を恣にし收利ある時は黙して云はず損失ある時は之を他の年寄等に分擔せしむ斯の若き積弊は一日も早く之を改むるにあらざれば相撲の隆盛は到底希望すべからず、而して此任に當るものは我等を置いて他に在ることなし云々と綾瀬川、小柳等亦此を贊す高砂乃ち自から盟約書を作り先づ血判を捺して他の力士に示すに他の力士亦之に倣ふもの多し、既にして濃州を去り勢州桑名に入る高砂又綾瀬川等に語つて曰く曩きに濃州にて盟約する處は素より至難の業とす然れども黙して待たば百年黃河の清むを待に均し如かず一人は此に留りて改革派の根據を作り一人は去つて東京に行き年寄等に計つて改革の策を建るの勝れるに斯の若くして在京の年寄等能く我徒の議を容るなくんば同志の力士を糾合して再び此地に下り別に旗幟を翻がへして素志を徹するを計るべしと綾瀬川之を聞て大に其策を可とし高砂は力士數十名と共に名古屋に駐まり綾瀬川は同志

數人を携へて東京に歸りたるが之れ明治の相撲史上に大波瀾を巻き起したる濫觴にして復相撲中興、力士輩出の端緒なりし、思ふに高砂が敢て此建策を試みたるものは其才と膽とに依つて彼取つて代るべしとの野心より出でたるやも知るべからず、然れども之れに依て積年相撲界に纏綿したる弊事を改革し以て今日の盛運を致すに至りしものは高砂の起つて之を唱へたるに素因せずんばならず其野心と誠心とは姑く問ふを須ひざるべし

高砂に分袂して東京に歸りたる綾瀬川は先づ東方の大關境川浪右衛門の居を訪ひ高砂と約する處の顛末を語つて其贊否を質しけるに境川亦其議の理あるを稱し共に盟約して改革に従事せんことを盟へり是に於て綾瀬川は大に喜び翌日當時の筆頭玉垣額之助及び筆脇伊勢之海五太夫を回向院前なる相撲會所に訪ひ詳らかに高砂等の希望を述べ今にして積弊を改むるは相撲界隆盛の基るなりと懇説する處ありしに玉垣、伊勢之海を始めとし多數の年寄は皆利害を共にするが爲めに全然力士等が希望を容れず却つて綾瀬川を説きて其素志を翻へさしむることを力めたれば綾瀬川終に争ふの力なくして

相撲會所を去り書を名古屋なる高砂に寄せて獨力以て相撲年寄等を論伏すること能はざるの意を通ぜり高砂此報に接して憚然樂まざるに當り東京よりして其年十一月の勤進相撲番附到達せるを見るに名古屋に留りたる高砂の同志關脇小柳長吉、前頭高砂浦五郎を始め悉く其名を塗抹若くは削除しありたれば高砂は決然として起つて敵旗を翻へすの心を固め翌七年愛知縣の許可を得て始めて改正相撲組と云ふを起し公然東京の相撲と分離したり當時留りて高砂と共に改正相撲組を起したるものにして今尚ほ現存するは當時響矢宗五郎と稱せし今の二代高砂浦五郎、行司木村誠道即ち今の庄之助以下數人なりとす、是よりして高砂は大坂、京都の力士と相ひ通じ關西に據つて東京相撲と對峙すること二年、八年終に其同志を率ゐて東京に上り改正組の相撲を始め神田秋葉の原に於て興行し終に東京に留つて本據を神田龍閑町に置き從來の東京相撲と相ひ並び拮抗して東北の諸邦を巡業したれば當時東京に於ては純然別派の相撲二團ありて相撲史上の南北朝時代とも稱すべきものなりし

十一年二月警視廳は相撲取締規則を發布せり此時に當り從來の東京相撲は先づ此規則

に違ひて力士一同營業札を受け公許の相撲興行を爲すに至り明治の相撲史上に一紀元を作りたるが獨り高砂等の改正組は其機に晩れて同年五月に至るまで相撲を興行すること能はず同志の力士百數名と共に備さに困苦を嘗めしと雖も高砂能く之を操縦して分散せしむるに至らず此間警視廳に交渉する處あり我亦東京相撲なり別に營業鑑札を乞ふの權なきにあらざるも若し警視廳にして府下に二團の相撲を置くを欲せざるの旨趣たらば宜しく一たび東京組相撲等の鑑札を撤回し更らに二團を合して鑑札を賜ふの舉に出づべしと請ひしも警視廳措いて問はざるもの數月、五月に至り二團の間に立つて調停するものあり前後六年間の紛糾始めて解決することを得て二團相ひ合して角懸營業内規則十二條を設け大に相撲道の弊害を洗滌し其年六月の勸進相撲に於て別に番附を製し之を東京相撲の番附に添付配布したるが其番附上には「今般甲第十一號御布達により東京府下一と組と相成候得共差掛り間に合ひ兼候間附録に致し當冬興行より一枚番附に出版仕候也」と記し尙ほ年寄高砂浦五郎、幕の内の部前頭響矢宗五郎、行司木村誠道以下數十人の名を署したり、之れ實に相撲界の大革新にして夫より

のち高砂の意見は着々實行さるゝに至り年寄の數を八十五名に限つて以て濫弊を防ぎ力士の分に應じて收利を頒つるの法を定むる等當初の意見を實施するもの少なからず、幾ならずして玉垣伊勢之海退隱し萬事を擧げて高砂に一任するに至りたれば高砂は漸次相撲界に勢力を收め十六年終に東京大相撲協會の取締に推選さるゝに至りたり

十六年以後相撲界の高砂浦五郎の掌握に歸するや高砂は一面に於ては専ら力士の養成を力め當時既に贅を門下取るの力士數十名に至り幕の内には大達、西の海、一の矢及び今の二代高砂の尙ほ高見山と呼んで登場するあり幕下十兩取りにも亦若の川、綾浪の如き力士あり、漸くにして土俵上の權勢をも一併せんとするの狀あり、獨り今の雷權太夫、梅ヶ谷と稱し自から東の大關を占めて門流の輻の平、大鳴門等亦關脇小結に居り一門土俵上に雄視し隱然高砂の權力に當ると雖も若し相撲界全體の覇者と云へば能く高砂に當るものなし當時相撲の隆盛を云はば未だ今日の如きに及ばずと雖も名力士の輩出と積年相撲界の餘弊を一洗して正に革新の時に當りたれば相撲熱は漸く

して土人の間に上昂し看客中にも次第に緋紳富豪の族を交へ終に十七年三月を以て延邊館に於て天覽相撲の盛事あるに至れり、翌年梅ヶ谷土俵を退き年寄專業者となりて雷權太夫と稱し高砂に並んで取締役に遷され兩者互ひに門下生を養ひ東西對峙して相撲界の全權を握り以て二十八九年の交に至れり而して此間に於ける力士の出入消長を擧ぐれば十八年梅ヶ谷の退いてのち東方の大關は劔山代つて位を占め大鳴門進んで關脇となり新の平小結たり西方の大關は乃ち今の井筒、當時の西の海にして大達は大關關脇を昇降し高見山は關脇小結を出入し一の矢此頃にして嶄然として頭を揚げ前頭の上位を占めて共に昔高砂の門下たり而して此時の幕内力士には後に相撲検査役に推選されたるもの多く今の若藤は上ヶ沙と稱し伊勢之海は柏戸と稱し友綱は海山と呼び井筒は即ち西の海にして、武藏川は劔山、八角は大鳴門と呼び現今八名の検査役中其六人は實に當時の幕の内力士たり、其他幕の内力士にて綾浪、故道、鶴ヶ濱、今の年寄、八幡山等諸々の名あり緋鯨頭りに都人士の爲めに愛され智恵の矢亦此比を以て名を知られたり、後二三年にして雷の門下に鬼ヶ谷出で高砂の門下に若港、千歳川出で次で小錦、

平の戸等亦幕の中に進み來り相撲界は大に彩色を添るに至れり、再び數年にして二十三年の交には大達、西の海、劔山、大鳴門の如きは既に看客の足を惹くこと少なく當時土俵上の人氣は専ら小錦、八幡山、司天龍、平の戸等に集り之に次で後進隆々の名あるものを今泉今泉、谷の香、朝汐、大戸平等となせり其他響升、北海の如き亦馳名あり、大碓幕下十兩取りに在りて殆んど幕の内を凌がんとするの勢ひあり、大砲は乃ち此比を以て幕の内に入り、幕下の十兩取力士にして人氣を負ふものには若の川、勝平、唐辛、高の戸、藤の嶽今火、雷山、風凰等あり今の幕の内力士大蛇瀧、松ヶ關、天津風等亦十兩取りに在り大纏今出、鬼鹿毛の如きは既に幕の内に進みて一家を爲せり

二十三年の交、力士の輩出せる概ね前説の如し、而して土俵上最も看客を喜ばすものを小錦と爲す、凡そ相撲の勝負を語るものは皆小錦を以て標的とせざるなし小錦幕の内に進みてより其大關に至るまで敗を取ること纒かに數ふるに過ぎず、是を以て若し之に勝つものあれば名聲忽ち隆々たり、二十二年一月の土俵に小錦尙ほ東の

前頭筆頭たりし日、連勝數日其六日目に西方の關脇大鳴門を敗り翌七日目に大關劔山を吊出したれば小錦の名聲益す四方に鳴り當時能く之に勝つものなしと稱す、而して八幡山、平の戸の二力士小錦の對手に立つて未だ甚だしき敗を取らず或は引分或は預りを以て了ること多く此二力士と小錦の取組の日は最も看客の足を惹き、然れども平の戸は幾何もなくして小錦の敵にあらずと退けられ八幡山は小錦と親交ありて其引分、預りの多きは二人の間に内約ありて故らに勝負を決せざるなりとの風評傳播するに至り、土俵上は獨り小錦の名を擅にするに至れり其後小錦の對手として稱されたるものを司天龍となす今中立之れ二十五年の一月五日目の土俵に於て司天龍の小錦を敗りしを以てなり、是より先き小錦が二十二年一月劔山、大鳴門を敗つて以來、回向院に於て小錦未だ一度の敗を取らず而して司天龍始めて之を敗ぶるを以て其後小錦、司天龍の取組は回向院及び市内各處の興行に於て最も看客の足を引くことを得たりしなり然れども未だ幾何ならず司天龍亦終に小錦の敵にあらずとして看客の薄んずる處となり之に次で巍然頭を擡げたるものを西の方大戸平今尾取となす大戸平二十六

年一月の土俵に於て八幡山に代つて西方の大關に登り破竹の勢を以て連戦連勝し其七日目に關脇朝汐を八日目に大關小錦を九日目に横綱西の海を破り九日間の土俵に未だ一回の敗を取らざりしかば初日大砲と預る大戸平の名聲遠近に噴々し爾來東京の相撲は小錦大戸平の専場となれり既に其年五月には小錦大戸平を破つて勝負相ひ半ばし客は一に明年の決戦を待ちしと雖も廿七年一月は大戸平病んで休場し其五月は小錦病んで休場し二十八年一月は大戸平又病んで出でず其六月は小錦亦休場し兩力士の相ひ決せざるもの此に至りて二年、その決戦は終に看客の心頭を去るに至り、此間に大關、大戸崎の兩力士共に小錦を破ること一回なりしが人以て僥倖となすもの多く未だ甚だしき聲評を博するに至らず、獨り大戸平に代つて小錦の對面に立ものを渾名阿龜即ち大砲紋太郎となす、大砲面貌風采、甚だ揚がらずと雖も其狀却つて愛すべく二十八年の六月大戸平の病むに當つて代つて大關となり二十九年一月大戸平の再び出で大關を占むるに及んで大砲欄外に在つて大關格を保ち其七日目に小錦を破りて聲評益す揚れり然れども五月に於ては小錦、大砲を破つて勝負相ひ半ばし、後兩力士の對場な

く大砲の名亦漸く傳唱されざるに至る、蓋し大砲は三十年の交、去つて東京相撲を脱するを以てなり
 斯の若くにして相撲界は久しく高砂浦五郎及び其門流小錦の恣まゝにする處となると雖ども二十八九年の交よりは他の門流にも漸く有勢の力士を出し年寄中にも亦高砂の願使を甘んずるを厭ふものあるに至り二十九年一月回向院相撲初日に於て力士間に一紛擾を生じ數日休場して東西力士及び年寄間に對峙讓らざるもの久しかりしが其原因を溯尋すれば西方力士等が高砂浦五郎の専制に堪へずして之を排除せんとの意に出でしものにして西方大關大戸平廣吉以下三十餘名が相撲協會に與へたる檄告書と云へるものに曰く

今回の出來事に關する最大原因は高砂部屋方の力士等が或る一部の苦情の爲め大場所興行初日の當時場所入せざりしに依るは明々瞭々の事實なりとす然り而して是が爲協會の礙りたる損害蓋し尠少に非ざるべし
 我々は事變の行掛り上止を得ず團結したる事實明瞭する曉には無異議大場所へ出勤するは勿論興行に障害はな
 我々は不正なる取締の配下にあるを潔とせず
 協會の年寄は此際非常の決心を以て今回の出來事に對し充分の處決あらんとを望む

協會に對しては我々は苦情を唱へる者に非ず唯々年寄の一致力を以て東京大角船協會を永遠に繼續せられんと
を希望す

敢て回答あらんとを求む

一月十五日

大月平廣吉外三十二人

年寄より委任したる正取締を除くの外

角船協會年寄御中

之に對して相撲協會より西方力士に與へたるものは乃ち左記の如し

實殿方より撤告の趣旨に基き角船協會の改革は拙者共に於て責任を帯び當一月の大相撲打掛後直に着手仕五
大場所興行を期し實行可致候右回答に及候也

二十九年一月十七日

雷 權 太夫

友 綱 良 太 郎

八角 瀧 右 衛 門

若 藤 永 吉

尾 車 文 五 郎

草 刈 庄 五 郎

武藏川谷右衛門

青 木 庄 太 郎

伊勢海五太夫

大月平廣吉殿

大庭紋太郎殿

大砲萬右衛門殿

海山太郎殿

外各關取衆

之れ相撲界に於ける第二の革新を媒とせる動機にして終に「東京大角船協會申合規

約」と云ふもの七十條を作り警視廳の認可を得て大に相撲界の規矩を正し、之れ
十一年中に高砂浦五郎が相撲界の積弊を改革して内規十二條を作りしもの第二の革
新にして相撲も亦此頃より益々隆行するに至れり

二十九年の紛擾は後調停するものあつて高砂が積年の勞を没するに忍びずとし、再び
取締に推して雷權太夫と並立せしめしと雖も當時高砂は精神病に罹り内外の事象で他
人に任せれば高砂の時代全く去つて専ら雷の時代に歸し、今尚ほ相撲協會は雷の
掌握に在り、昨歲高砂の病歿するや二代高砂浦五郎能く其門流を統一し且つ温厚篤實、
雷を助けて名望多しと雖も門流の力士も亦多くは晩暮に屬し、復昔日の榮華にあら

三十年、初代高砂浦五郎の痛んで取締を辭するや一門の阿武松線之助推されて其後任
を襲ひ高砂の死するや又其名を襲ふて東方の力士を率ゆと雖も小錦、朝汐、源氏山、
逆鋒等の名力士も漸く盛時を過ぎんとし之に反して西方力士中、次第に驍者を生じ
雷の門流には梅の谷今梅ヶ谷あり友綱の門流には海山あり尾車先きのの門流には大砲、

荒岩あり、三十年一月荒岩の初めて幕の内に入るや、其初日に於て小錦を破り大砲亦之を破り海山亦之を破り之よりして小錦漸く振はず其五月再び荒岩に破られ三十一一年一月梅の谷の初めて幕の内に入るや小錦又之に破られ次で荒岩の爲めに三たび敗ぶらるゝに及んで小錦終に退隱の意あり只朝夕に依て幾かに東方の頽勢を支持すると雖も大勢は既に西方に移り西方の荒岩、梅の谷、大砲等専ら看客の目標となれり、此時に當りて東方別に一驍者を生ず、常陸山谷右衛門之れなり、常陸山連戦連勝、能く之に對するものなく西方の強、梅の谷亦屢ば之がために破られ大砲は常に引分に了りて勝負を決せず其他梅の谷、大砲たらざるものは一氣にして皆之に破らる是の時に於て荒岩獨り恃むべしと爲し看客悉く望みを荒岩に屬せり三十三年五月荒岩稽古場に在りて筋肉を傷け傷所に針灸して場に出て其日乃ち東方の勇者稻川を破り其翌、又針灸して登場し常陸山と挾して終に能く之を倒す是に於て荒岩の名再び四方に噴々し相撲界、依つて益々繁榮し爾後之れ等の力士中互ひに勝負ありと雖も其常陸山に對する大砲、荒岩、梅の谷、海山等の取組あるの日は毎場看客の溢れて入るを得ざるもの數

千人の多きに至る、今年五月大砲横綱の榮を得て西方を率ゐて東方に移るや相撲界又一光彩を生じ加ふるに後進力士に亦有望のものを出し毎年二回の回向院勸進相撲には精神富豪争つて場を求め都鄙の新聞紙は電報に依りて其勝負を記し、或は賞を懸けて數百金を擲つものあり、或は會團を起して力士の奨励を力むるものあり、是を以て相撲協會の収益は毎場數萬圓に至り前代未だ曾てあらざるの盛運となれり
 之を要するに明治相撲の中興盛運は高砂浦五郎創業の主にして、雷權太夫守成の主なり、即ち高砂は經にして雷は緯なり而して之が補佐としては二代高砂、友綱、故關の戸、尾車等皆人を得たり、之れ乃ち明治年間東京相撲界の盛衰大要にして若し今日を以て云へば常陸山を外にして雷の門流には梅ヶ谷あり友綱の門流には國見山、大刀山、等あり尾車の門流には大砲、荒岩、松ヶ關、藤見岳等あり、井筒の門流には大江山、駒ヶ岳を出し其他幕内には稻川、鬼龍山、大見崎等の客を樂ましむるあり、幕下には小緑、玉椿等の人を歡ばしむるあり相撲界は尙ほ幾年の繁榮を支續することを得るに庶幾からんか

第十六章

天覽相撲

舊時は姑く問はず明治以降相撲を天覽に供したるものは横綱境川、大關楯山、梅谷等の島津邸に於て相撲を天覽に供したるを始めとし十七年芝延逸館の天覽相撲を第二とし翌十八年黒田邸に於て天覽に供したるを第三とし二十一年芝彌生社に於て天覽に供したるを第四とす而して其最も盛事なりしを十七年の延逸館天覽相撲となす之れ相撲史上に傳ふべきのことなりとすれば敢て之を前章に混記せず、章を分つて此に詳かに記述す

明治十七年三月十日芝延逸館に於て相撲の天覽あり此日天子午前九時三十分を以て赤坂假皇居を出御、芝離宮へ行幸あり、暫くして延逸館へ臨御あり、玉座は御苑に向ひたる南面の入口に一段高く設けられ、後方には侍従の人々侍坐せらる、兩邊には皇族大臣及び各國公使の席を設け、それに續きて左右へ斜めに折曲げて架渡したる三十二

間の棧棚は、紫縮緬に菊花紋章を染め出したる幕を張りめぐらし、各官省の勅任官、麝香の間祇候、奏任官并に華族等の席とし、其他の拜觀者は東西の棧棚前と年寄行司溜りの後邊に毛布を敷きつめたる土間に於てす、土俵場は昔の古實に依りて築き、水引幕は紅白の輪子にして注連繩を張り、四本柱もまた紅白の絹を以て巻きたり東西の花道は青竹にて四目籬を結び、其中間に敬禮所を設け此籬には菊と櫻の造り花數百本を挿さみたり、勝ちたる力士には行司より此花一枝を取りて授與し力士はこれを頭に戴いて退く、相撲節會の東の方より出る者は葵の花を頭に懸し、西の方より出る者は夕顔の花を懸せしに倣ふなり、力士等は午前五時頃より延逸館へ出頭して後庭内に設けられたる天幕四か所を候所とし、先づ土俵固めとして廿九番の番外取組あり、終りて中央に幣束及び御酒等を供へ着替の頃相撲長高砂、境川の兩人鬘斗目麻上下着用にて御前近き所に候し、其他の年寄行司力士も定め席に列を正して行司木村庄三郎、同庄五郎、式守與太夫等素袍烏帽子にて土俵に進み、天子の玉座に着くをまち庄三郎拍手して風雨順治天下泰平五穀成就の祈念祭事を爲し、終りて一對の酒瓶を與太

夫庄五郎に渡す、兩人是を受け法の如く四本柱に注ぎ夫より三方幣束等を捧げ持ち玉座に向ひ拜禮し後ずさりして土俵を下り花道の中間なる敬禮所に到り此所にてまた拜禮して退く、續て土俵の東西に控へたる名乗言上行司二人少し御前に進み跪き、始めに召合の東西力士名を呼揚ぐ、勝負を判する行司は別に玉座に面して土俵の内に跪き力士の土俵に上り相對する頃又名乗を揚ぐ始め十六番までの行司は肩絹にて勤め其後の取組は烏帽子素袍にて勤む又力士行司共土俵に出づる時は先づ花道の敬禮所に於て玉座に向ひ拜禮して進み退く時も亦同じくす十三四番取組たる後ち幕下力士の土俵入りあり、午餐後幕の内力士の土俵入を行ひ續て梅ヶ谷一人構綱を張り始めて一人土俵入をなす、其化粧廻は紫羅紗に白の龜甲縷を縫たるものにして杖拂、劔山、太刀持、大鳴門兩人の化粧廻しも梅ヶ谷に同じ、太刀は銀造り鞘は梨地へ九曜の星の金時繪をなしたるものなり二十一番取組の後ち中入前に三段目力士の飛付新三番勝十組あり、其勝を得たる者には造り花に代へて金若干を賜ふ、又三役終りて御好二番勝負及び二段目力士の飛付勝負を行ひ同じく其勝者に金を賜ふ、右終りて梅ヶ谷、西の海、

大鳴門、大達、友の平等が地取稽古の様を天覽に供し相撲を終りて午後六時還幸あり力士一同に酒肴を賜ふ此日の勝負は即ち左の如し。

行司	木村市之丞	行司	木村由松	二子山	常陸川	小倉山	武藏野
中田川	谷渡り	行司	山猫	相川	朝日山	羽衣	早虎
青木川	鐵石	大纏	錦嶽	木曾川	鹿島山	行司	木村多司摩
谷の風	加州山	小天龍	響松	千年川	浦の海	勢力	野州山
山の上	神田川	四つ車	松加森	羽絨	藤か枝	千草山	日下山
荒高	四劔	照の海	黒威	行司	木村直	大野川	御所櫻
信夫嶽	稻葉山	行司	木村銀次郎	黒雲	宮の松	岩の里	山の音
行司	木村久次郎	玉桂	朝の戸	三吉川	向鐵砲	行司	木村庄治郎
四方山	春日野	鷺の森	白玉	毛谷村	平の戸	増位山	大和代
浪渡り	藤田川	八つの浦	達の里	朝日嶽	越川	藤の戸	御所櫻
五月山	富山	築松	百瀬嶽	行司	木村喜代治	菊か濱	綾浪
松ヶ枝	一文字	頂	若港	藤の森	柏木	鶴か濱	泉瀧
磯崎	黒瀧	行司	木村太一郎	取倉	白梅	行司	木村誠道

協會の構成及職員 相撲の萬事を處理する處を現下に東京大角船協會と稱す舊相撲會處と呼びしを高砂浦五郎の時代に及んで今の名に改め舊時相撲會所の時、筆頭と稱せしを取締と改め筆頭を副取締とし組頭六名を檢査役とし組下を歩持年寄とし平年寄を歩無年寄と呼べり而して其協會の構成及び職員の規定に曰ふ

協會には取締二名、檢査役八名、部長一名、副部長一名を置く
 取締及檢査役の選舉は年寄並に幕の内より幕下十枚目の力士及び足袋以上の行司の投票を以てし其任期は滿一十年とし毎年一月大角船興行の初日まで改選す但し前任者を再選することを得

角船協會百般の事務は取締二名檢査役八名の協議を以て綜理するものとす
 取締は年給金百圓、檢査役は年給金二十圓を支給し、二期興行毎に取締には金十五圓、檢査役には金十圓を支給す
 二期興行毎に年寄の給金は一等金十圓、二等金八圓、三等金七圓にして取締檢査役の指定したる諸務に従事す

相撲の取組及び勝負の檢査法に就て規定して曰く

取締は一名づゝ毎日交代を以て中入の前後土俵に上り勝負檢査の任を勤むるものとす

土俵上の勝負に關し一方より異議を申立てたる時は檢査役三名にて公平の裁定を爲し取締の承諾を得て決定するものとす

取組割は取締立會の上檢査役三名以上の協議を以て割出を爲すものとす
 其力士に關する規定に曰く

幕下十枚目以上に進級せしものは給金の多少を論ぜず關取格となすべし又十枚以上に進級するも不成績又は病氣にて其地位の下りたる時は其格式を用ひず
 力士の増給は勝越點を以て定むること左の如し

- | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 一番勝越 | 二十五錢 | 二番勝越 | 五十錢 | 三番勝越 | 一圓 |
| 四番勝越 | 一圓五十錢 | 五番勝越 | 二圓 | 六番勝越 | 二圓五十錢 |
| 七番勝越 | 三圓 | 八番勝越 | 三圓五十錢 | 九番勝越 | 四圓 |

力士の給金は四十五圓を最高額となす

幕内力士にして九日間全勤の者には勝負に拘はらず一場所毎に五十錢の増俸を爲す大關にして病氣と稱し不動する時は一場所は席順を其まゝに存すと雖も二場所に及ぶ時は順次一席づゝを下降せしむ

關脇以下幕内力士にして病氣と稱し不動する時は一席以上五席を下降し幕下十枚の力士に於ては一席以上七席を幕下十枚以下の力士に在りては一席以上十二席を下降せしむ但し眞正の病氣たる事明かなる時は酌量するこゝろあるべし

力士にして故さらに勝負を決せず引分、預りとなしたるものは雙方を負として算す但し取締検査役の認て正當となしたる時は此例を用ひず

幕内、幕下、三段目、序二段の者は一段を下る毎に各俸給の二割を減じ他日舊に復したる時俸給も亦復舊す

横綱並に三役の力士にして九日間全勤したるものは歩持年寄同様の益利を配當す其行司に關して規定したるものに曰く

行司の席順は平素の品行と土俵上の技とに依り取締、検査役の協議を以て上下するものとす

行司の給金は八圓を最高額とし其立行司は十圓を最高額とす

行司にして勝負を見誤り又平素怠慢なるものは席順を下降す

諸國に巡業の際と雖も足袋格の行司は土俵上に草履を使用することを許さず若し之を犯すものは席順を下降す但し大關同行の日其中の行司長疾病又は缺勤の時は代つて草履を使用することあるべし

小相撲組の行司長に當ると雖も足袋以下の行司は土俵上に足袋を使用する事を得ず若し之を犯すものは席順を下降す但幕下十枚以上の力士同行の時は此例に依らず其師弟の關係を規定するものに曰く

師弟の間に給金の配當を定るには幕の内、幕下十枚、及び行司にして各家族を養ひ家を別にするものには給金の八分を與へ、幕の内、幕下、三段目の力士及び行司にして師の家同居する者には幕の内には六分、幕下以下には五分を與ふ、幕下、三

段目力士及び行司以下にして師の許を得て家族を擧げ別居したる者には七分を與ふ、給金三圓以下の力士、行司には給金の配當を爲さず別に師より常費旅資を與ふ力士、行司にして私に他の年寄に依らんとするものあるも他の年寄は之と師弟の約を爲すことを許さず

其年寄に關する規定に曰ふ

年寄の名義を永遠に繼續するため年寄の數を八十八名に限り其他は協會に加盟することを許さず

年寄の名義は幕下以上の力士にして取締検査役及部長の承認を得るにあらざれば之を相續せしめ若くは讓與することを得ず且つ回向院大相撲の出場を連續するものにあらずれば年寄となることを許さず但し門弟にして師の名義を相續する者は此例に依らず

年寄にして歩持に加入せんとする時は加入金百圓を協會に出すべし且つ一人一株を限りとす

歩持年寄にして死去したる時は金五十圓を贈る、又年寄勸進中其名義を他に譲り歩持を退隱せんとする時は金五十圓を贈り其相續者よりは加入金百圓を出すこと前例の如し

其回向院二期大相撲興行の願人乃ち勸進元の規定に曰く

二期興行願人は歩持加入の順を以て定め其損益金は歩持年寄にて分擔し其益金ある時は各一割を願人兩名に與ふ但し明治十八年五月まで歩持に加入したるもの願人順番一周したる時は十九年一月より歩持加入の者一人と十八年以前の加入者一人と新舊一人づつを以て願人の順番と定む

相撲協會の構成は前記の規定に依て大要を知ることを得べし然れども其内情に至りては悉く規定の如くならざるものなきにあらざして之を敷衍解説せざれば明了しがたきものあり因て再び規定中の解説を記すべし

協會の位置 協會は本所元町十七番地即ち回向院前に在り平時は在京の取締検査役等出入して事務を處理し二期大相撲興行中は相撲に關するもの悉く此に出入し

て事に當り即ち興行の本部たり

取締以下職員 取締は元正副二人にして初代高砂正取締、雷副取締たりしが後正副の別を廢して二人とも單に取締と稱し、現今にては雷及び二代高砂が取締たり検査役は八名にて現今は友綱、尾車、八角、井筒、武藏川、若藤、伊勢の海、二十山其職に在り

取組割 大相撲十日間の力士取組割は毎前日に於て取締検査役の手にて定め之を假り印刷となし俗に長割と呼ぶ明りに他人に示さず單に相撲に關する處の協會員に頒つ之を割るの法は其地位の相當し其勝負の點數相ひ似たるものを對せしむること全勝者には全勝者を以てし全敗者には全敗者を以てし勝ち點二つあるものは同じく勝ち點の二三あるものを以てし敗點の二つあるものには同じく敗點の二三あるものを以てするが如し蓋し勝敗を平均せしむるの手段なり、然れども幕内上位の力士に至りては必ずしも勝負の點數に依らず其日順と地位に依て對せしむるもの多し
年寄の職務 相撲年寄の二期大相撲の日に分擔するの職名は木戸部長、木戸係凡十五

大札場、新札場 九十 炊事部長、炊事 凡四 部屋廻り 凡三 機數土間部長、機數土間 改凡十 札場部長、茶屋部長、寄場係 凡四 等にして此中に取締、検査役を以て兼任するものあり又検査役中にも會計、交際其他の分任ありて、各其職を勤む、若し二期大相撲を了るの後は或は力士を率ゐて地方巡業の途に上るものあり或は東京に留りて他の業を營むものあり其爲す處一なる能はざるなり

取締以下の俸給 取締、検査役は年給を受くると雖も其他の職員は年給を受くることなく單に二期大相撲の日に給金を受くるに留る而して取締検査役の年給は現今にては定規以外凡そ五分を増加すと云へり

關取格 舊時關取格と稱するものは俸給十兩以上を受くるものにあらざれば其格に入る能はざりしと雖も明治十七年中高砂浦五郎之を改め給金未だ十兩に至らざるものと雖も成績の著しきものは幕下十枚中に加へ關取格を與ふるに至れり其原因は同年大阪の荒石、八幡山、京都の嵐山等が來つて東京力士に加入せる日、其給金の未だ十兩に満たざるに拘けらず之を幕下十枚關取格に加へたるを以て東京の幕下

力士等大に憤激し袂を連ねて業を休み草鞋を穿ちて脱走せんと計りたれば因て東京力士も給金十兩に至らずと雖も成績著しきものは關取格に進むるの規定を設けて鎮靜したるものなり

勝越點 幕の内は九日間、幕下は十日間の勝敗を通し其一日の敗は一日の勝を剋殺し其剩れる勝越の數を以て勝點と稱し一點を二十五錢の増俸とす而して其増俸二十五錢と稱するものは大相撲十日間の俸給にして他の興行は其額に准じ收益の多少に依て給與す故に二期大相撲は十日間を以て標準とし他の興行は日數に依らずして金額に基き凡そ收益數百圓に滿るの日に於ては之を一つ割りと呼び以て二つ割り三割り以上に及ぶ又二期大相撲の勝點は前年三等に分ち大關以下三役に勝ちたるを一等とし自家の位地以上に勝ちたるを二等とし自家より下位に勝ちたるを三等として其一等を得たるものに對して別に俸給を増加し番附を進むることありしと雖も近時は空文に屬して實行せざるもの如し

力士の俸給 力士の俸給は大相撲十日間に四十五圓を以て最高額となすと雖も近

時横綱力士には別に五圓を贈るの例を設けたり

引分預 引分と預の双方を敗點を以て算するの規定ありと雖も近時は概ね無勝敗を以て算し勝點を剋殺することなし且つ近時別に一例を設け預りにして一方七分の理あり一方三分の理ある時は七分の理あるものには勝點一つを與へ三分の理あるものにも敗星を加へずして乃ち協會の負擔を増すものあり蓋し力士の歡心を買ふの爲めに起りたるの例のみ又士俵預りと稱し士俵上のみ預りと稱するも全然一方の勝にして一方に争ふの理なき時は其理あるに一點を與へて理なきは敗を以て算し勝點を剋殺すること普通の敗に同じ

附出 新たに加せし力士若しくは一旦脱盟したる力士の再勤せるを俗に附け出しと稱す其新たに加入したるは其技倆に相應したる地位を選んで附出し其成績に因て次回の番附に名を署す其一旦脱盟して再勤するものは一に舊時の位置に依り、假令其技倆の著しく進むものあるも越て上位に附出すことなし
行司の俸給 木村庄之助、同瀬平、式守伊之助の三人を立行司と稱し俸給十圓と

與ふると雖も他の行司は八圓を以て最高額とす近時立行司には別に金五圓を贈ると横綱力士の例の如し
行司の格 立行司は力士の三役に當り足袋格は幕下十枚以上關取格に當ること各差あり

出世 新たに力士となるものは前相撲より中相撲のうちに、本に進み後に序の口に入りて始めて番附に名を署す之れを俗に出世と云ふ、二期大相撲中拂曉より相撲て其勝點を得るに及んで四日目の土俵上に其出世を廣佈され其四日までに勝點を得ざるものは七日目の土俵に於てし七日目までに勝點を得ざるものは十日目に於てし十日目に至つて勝點を得ざるものは次期の大相撲まで序の口に入ることを得ざるを例とす然れども其勸進元の門下に屬するものは成績に依らずして特に二人を限り出世せしむることあり

師弟の給金配當 力士の得る俸給は先づ其師の手に歸し其幾分を更らに師より力士に分給することは自から規定あること前に記せしもの、如しと雖も師弟の間に別

に契約ありて必ずしも一定しがたく或は全給を力士に與ふものすらあり

勸進元 歩持年寄の中毎期二人づゝ勸進元に當り之に當りたるものは力士の手金と稱し金百圓を協會に納れ協會は仕着料と稱して金二十圓を勸進元に贈り勸進元は之に自家の金を加へて行司、呼出其他相撲に關するものに仕着を贈り其勸進元たることを廣佈す舊時相撲の衰微せる日は年寄皆勸進元たるを厭ふの心ありしも近時勸進元たる時は必ず千餘圓の収益あるを以て其順番の來るを待つこと早天に雲を望むより甚だし

歩持年寄 歩持年寄は二期大相撲の損益を分擔するを以て舊時相撲衰微の日には年寄中歩持となることを厭ふもの多かりしと雖も近時は毎期必ず一百餘圓の配當あるを以て八十餘名の年寄中一人の歩持ならざるものなし

力士の配當金 始め力士には俸給の外、収益金を配當することなかりしも後に横綱力士及び三役力士にして九日間全勤したるものには歩持年寄と同じく一分の配當を爲すの例を開きしも後又力士等の要請に依り幕の内全勤力士には歩持年寄と同じ

く一分を與へ幕下十枚には其半ばを與ふるの例を開けり之れ先年東西力士等が相ひ
團結して協會職員の専恣を鳴らし江東中村樓に據て紛糾數日に亘り要請にして容
られずんば手を連ねて東京相撲を脱せんと迫りし日に他の要求に代ふるに此收益の
配當を以てし機かに力士等を鎮靜し得たるに依れり

第十八章

雜 觀

相撲史の大要は既に之を盡せり然れども其枝葉にして又記述を要すべきものあり故
に古今相撲に關する雜觀を附記して其本記に洩れたるを明かにす

古今大關年表

江戸勸進相撲あつてよりの東西大關は概ね一百餘人に至る然れども其安永以前にか
かるものは多く誤脱の恐れなき能はず若くは京坂の大關を混入したるものなきを保
しがたし、如何せん今にして之を参照するの書なきを以て姑く世に傳ふる處に依ら

ざるを得ず其安永以後の分は相撲起願に依て査定す

- 寛永 明石志賀之助 仁王仁太夫
- 正保 山嵐嶽右衛門 白山新三郎
- 元祿 兩國棍之助 鬼脇象之助 御用木無次右衛門
- 寶永 大碓灘右衛門
- 正徳 西國市太左衛門
- 享保 丸山權太左衛門 蝦夷島赤右衛門
- 元文 菅谷勘四郎 大矢島新右衛門
- 寛保 笑島重左衛門
- 延享 細石嵯峨右衛門
- 寛延 北國官太夫
- 寶曆 沖の船浦右衛門 獅子嶽谷右衛門
- 明和 仁王堂門太夫 釋迦嶽雲右衛門
- 安永 比良嶽志賀右衛門 駒ヶ嶽儀右衛門 大木戸源太夫 虹ヶ嶽柚右衛門
- 鬼方島磯右衛門 鳴澤音右衛門後鷲ヶ濱 源氏森繁右衛門 鷲ヶ峰瀧右衛門
- 繪島瀧灘右衛門 二所ヶ瀧軍太夫 四海浪國右衛門 今雲灘右衛門
- 天明 鷲海灘右衛門 綴嶽岡右衛門 谷風棍之助 二葉山瀧右衛門 九紋

龍清吉
 寛政 筑紫瀧増右衛門 小野川喜三郎 鶴渡岡右衛門 陣幕島之助 龍少
 門 洞谷之助 雷電爲右衛門 木幡山森之助 廣原海浪右衛門 押尾川卷右衛
 門
 享和 平石七右衛門 關の戸音右衛門 市野上淺右衛門 大見崎音右衛門
 文化 吹歸寅右衛門 錦木塚右衛門 大木戸森之助 柏戸宗五郎 鉞音五
 郎 鈴ヶ峯松五郎 小野瀧定右衛門 鬼面山與右衛門 白川志賀右衛門
 風谷五郎 鐵石城五郎 大岬丈右衛門 緋鉞力彌 玉垣領之助 柏戸利
 助 千田川熊藏
 文政 山ノ井鷲之助 有馬山龍右衛門 四賀峯音藏後に東吉と改む 荒馬大五郎
 千田川音松 源氏山吉太夫後に綱五郎と改む 小柳長吉即ち改めて阿武松縁之助 稻妻雷五郎
 天保 緋鉞力彌 秋津風音右衛門 小柳長吉後に手柄山繁右衛門と改む 追手風喜
 太郎 平石七太夫 濃錦里諾右衛門後に不知火と改む 立神雲右衛門 鱒石文藏
 劔山谷右衛門 岩見瀧丈右衛門 秀の山雷五郎
 嘉永 鏡岩濱之助 小柳常吉
 安政 猪王山森右衛門 階ヶ嶽龍右衛門 境川浪右衛門 雲龍久吉
 文久 不知火光右衛門

慶應 陣幕久五郎 鬼面山谷五郎 増川浪右衛門
 明治 象ヶ鼻平助 綾瀬川山左衛門 雷電震右衛門 朝日岳鶴之助 梅ヶ
 谷藤太郎 楯山久三郎 劔山谷右衛門 大達羽左衛門 一の矢藤太郎
 西の海嘉次郎 大鳴門灘右衛門 小錦八十八 八幡山定吉 大戸平廣吉
 大碓紋太郎 鳳凰馬五郎 朝沙太郎 大砲萬右衛門 梅の谷音松今年梅ヶ谷を離る
 以上初めて大關に進むの年代を擧ぐ近時刊行の相撲に關する書は年代前後且つ誤
 脱多きを以て今訂正次第して繋るに年號を以てす只安永以前の追考しがたきを憾
 むのみ

巨人一覽

古今力士の身長六尺以上のものを相撲大全に擧げたるもの十九人、活金剛傳に五人を
 追加す今又見聞する處數人を加へて二十餘人とす
 鬼勝象之助七尺 山尻嶽右衛門六尺六寸七分 石槌島之助六尺四寸七分 御用木無次右衛門六尺四寸五分
 大碓灘右衛門六尺四寸五分 西國市太左衛門六尺四寸 西國森右衛門六尺三寸七分 菅谷勘四郎六尺三寸五分
 大矢島新左右門六尺三寸 卷尾會津之助六尺二寸七分 箕島十太左衛門六尺二寸七分 窟林左衛門六尺一寸五分

細石嵯峨右衛門六尺一寸五分 北國官太夫六尺二寸七分 楯夕崎浪之助六尺二寸五分 秋津島浪右衛門六尺一寸八分
 杉の森長右衛門六尺二寸五分 吉野川團右衛門六尺二寸五分 丸山權太左衛門六尺三寸七分
 九紋龍清吉六尺九寸三分 釋迦嶽雲右衛門七尺一寸七分 里見山丈右衛門六尺五寸 大岬丈右衛門六尺二寸五分
 波戸崎峯右衛門六尺二寸五分 大空武左衛門七尺二寸五分 生月鯨太左衛門七尺五寸 鈴麻山鬼一郎七尺
 武藏海伊之助七尺 大砲萬右衛門六尺五寸五分

年寄名一覽

舊時相模年寄の数は二十人内外に過ぎず文政五年刊行の活金剛傳三十五名を挙げ同年刊行の續金剛傳には三十一人を挙げたり傳説に年寄の數三十五人なりしを横綱阿武松縁之助晚年力士を罷め年寄たりんと欲せしむ其缺員なきを以て江戸城三十六見附を守るの要と稱し新たに幕府に乞ふて一人を増し以後年寄の數を三十六人とせり云ふ然れども其後尙ほ三十六人ならざるもの多きを以て見れば三十六見附に配するの説は必ずしも信據しがたし而して現今にては漸次に其數を増して八十八人の多きに至り其名即ち左の如し

年寄名	蓄力士名	年寄名	蓄力士名	年寄名	蓄力士名	年寄名	蓄力士名
高砂	高見山 <small>後阿武松</small>	雷	梅ヶ谷	井筒	西の海	伊勢ヶ濱	兩國
二十山	小錦	立田山	千歳川	佐野山	朝沙	常磐山	缺
尾車	大巨平	眞乳山	勝平	田子ノ浦	鬼ヶ谷	荒沙	小天龍
中川	缺	關ノ戸	逆鋒	花籠	大洋	錦島	大蛇湯
谷川	初春	片男浪	岩風	入間川	稻瀬川	錦戸	刺杖
乘川	鬼龍山	友綱	海山	二所ヶ關	一ノ關	振分	麓川
九重	浦湊	立川	角田川	山科	達ヶ關	湊川	鷲ノ森
東關	島田川	藤島	行司庄太郎	春日山	朝日森	中立	司天龍
白玉	淀川	玉垣	浦の海	阿武松	缺	濱風	稻葉山
伊勢ノ海	柏戸	熊ヶ谷	荒玉	八角	大鳴門	山分	和田の海
出來山	大纏	桐山	谷の川	武隈	龍門	放駒	境浪
間垣	九紋龍	佐渡ヶ岳	眞崎	若藤	上沙	根岸	帳元同
二子山	照ヶ岳	出羽ノ海	同	春日山	行司源太郎	立田川	朝日嶽
君ヶ濱	獅子ヶ嶽	永濱	行司伊之助	瀬平	行司同	勝ノ浦	御舟湯
追手風	缺	境川	總の海	鏡山	祇園山	鍛山	小金山
稻川	同	大山	鶴ヶ峰	大嶽	毛谷村	浦風	同

楯山 高の戸 千賀ノ浦大 達 甲山 大甲 宮城野 風 風
 尾上 野州山 木村 行司庄之助 玉ノ井 缺 秀の山 天津風
 高島 缺 武藏川 劔山 若松 缺 富士ヶ根荒獅子
 松ヶ枝 友鶴 荒磯 君山 峰崎 行司銀次郎 立浪 和田の森
 朝香山 三日月 芝田山 松ヶ枝 音羽山 梅垣 清見潟 勢力
 陸奥 器械船 鳴門 藤の森 秀五郎 北の海 山響 缺
 現在力士所屬

高砂部屋 朝夕 源氏山 大見崎 北海 高見山 千年川 尼ヶ崎 外の海 越ヶ
 嶽 項々 金山 玉ヶ崎 浪花崎 荒鷲 朝日龍 立岩
 井筒部屋 逆鉾 千代川 大江山 駒ヶ岳 象ヶ關 五大洲 霧島 平の山 平石
 富士ヶ根部屋 若湊
 出羽の海部屋 常陸山 長龍 阿蘇ヶ谷 大戸川
 稻川部屋 稻川
 尾上部屋 野州山 橋立
 九重部屋 増田川
 追手風部屋 綾渡り

鍛山部屋 濱湊
 雷部屋 梅ヶ谷 谷の音 鬼ヶ谷 松の風 鳴門龍 鬼鹿毛 七尾瀨 立花 梅ヶ
 濱 西國 梅ヶ島 石浪 玉椿 鏡岩
 八角部屋 小松山 鶴ヶ濱 淡路洋 若櫻 梅錦
 武藏川部屋 三芳野
 桐山部屋 谷の川
 白玉部屋 淀川
 尾車部屋 大砲 荒岩 大崎 藤見岳 北山 岩戸川
 片男浪部屋 松ヶ關
 待乳山部屋 大戸崎 待乳山
 春日山部屋 當り矢 八ッ柳
 友綱部屋 海山 國見山 響矢 鬼龍山 錦山 小緑 甲 太刀山
 秀の山部屋 天ッ風 達の里 伊達岩 雷の音
 伊勢の海部屋 狭布の里 玉の井 嶽の越 有明 鳴瀬川 磯千鳥 西郷 小真龍
 宮城野部屋 風鳳 草薙 龍ヶ濱
 木村瀬平部屋 小武藏
 錦戸部屋 小佐倉

立田川部屋 朝日嶽 甲岩
 入間川部屋 稻瀬川 有村
 音羽山部屋 岩ヶ谷
 錦島部屋 大蛇瀧
 千賀の浦部屋 利根川 宮の森 岩の森 若木野 角力 榮鶴

現存著名年寄及力士小傳

雷 井筒、二十山、大砲は横綱傳中に詳かなれば再記せず

二代高砂浦五郎 上總國山武郡粟生村の産、嘉永五年二月生る幼名吉太郎長して相撲を好み千鳥崎と名乗る故高砂と師弟の約を結び響矢と改め改正組に加はりて師と俱に辛苦を凌ぎ明治十一年改正組が東京組に合併するに方り幕の内格に附出され後師の舊名高見山を継ぎ關脇に進み、廿年阿武松と改名し年寄となり廿三年検査役に選まれ卅一年取締に推選され三十三年二代高砂浦五郎を襲名す

武藏川谷右衛門 嘉永六年阿波國麻植郡上浦村に生る、幼名熊十郎、大坂へ出て力士稻川に就き響矢と名乗り明治十二年大關に進み、後東京に出で雷權太夫の門に入り

劔山谷右衛門と改め、十六年五月の番附へ客席頭出として現れ翌年一月小結となり十九年より廿五年まで東方の大關を占め、退て年寄武藏川の養子となり、養父の名を襲ひて年寄となり目下検査役たり

若藤永吉 若藤永吉は先代若藤の弟子にして上ヶ沙と名乗りて明治十八年に幕の内前頭二枚目まで進み廿二年五月土俵を辭し師の名義を継ぎ年寄となり今検査役たり

伊勢の海五太夫 嘉永二年六月、越後國刈羽郡善根村字佐之久に生る幼名は忠之助、十九歳にして先代伊勢の海の弟子となり藤の川と名乗り幕の内へ入りのち柏戸と改め、師の養子となり廿年に至り伊勢の海を相續し廿八年検査役となる

千賀ノ浦羽左衛門 出羽國大山の産、朝日嶽の弟子となり東京力士の群に入りしも後逃走して越後路に彷徨ひ、高砂に邂逅し師弟の約を結ひてその群に加はり明治十六年幕の内前頭筆頭に十七年小結に十八年大關となり、師匠高砂と合はず伊勢の海の部屋付きとなり土俵を退てのち年寄千賀の浦を相續す

八角灘右衛門 嘉永六年五月生る大空芳藏と云ふ、大阪相撲小野川の部屋に入り、

司天龍芳五郎と名乗り、後東京に出て明治十四年小結に、翌五年に關脇に進み大鳴門と改む廿三年大關に進み廿四年退て年寄となり検査役に推され八角と稱す

友綱貞太郎 土佐國香美郡岸本村の産安政元年二月生る河野貞太郎と云ふ明治十年大阪に出て廣の海と名乗り後東上し玉垣の弟子となり海山太郎と改め十八年に幕の内に入り進みて前頭筆頭となる廿五年に友綱の名跡を継ぎ次いで廿九年検査役に選まる

尾車文五郎 陸奥國宮城郡高砂村の産、慶應二年八月に生れ太田廣吉と云ふ出京して前代尾車文五郎の門に入り明治十八年大戸平と稱し序の口の上り累進して廿六年大關となり、師尾車の死後師名を相續し、卅二年場を退て検査役に推選さる

梅ヶ谷音松 越中國中新川郡西水橋の賣藥商押田喜平の男、幼名音松、明治十一年十一月生る、十三歳の時雷の養子となり、梅の谷と呼び廿九年五月幕下に進み卅一年西方幕の内に昇り卅二年一月小結となり同年五月關脇に進み卅三年五月大關を占め今年養父の名を襲ふて梅ヶ谷と改む

朝汐太郎 伊豫國西宇和郡八幡濱の産、大阪相撲押尾川に就いて朝汐と呼ぶ、のち

東上し高砂の門に屬し廿六年關脇を占め卅一年大關に進み別に年寄佐野山幸吉の後繼者となり既に退隱後の計を爲せり

常陸山谷右衛門 常陸國水戸の産、明治六年十一月生る、先代常陸山の弟子となり御西山と名乗る、廿六年師名常陸山を襲ひ二段目に昇ると雖も東京を脱して名古屋に走り後大坂に出て中村芝吉の部屋に屬し卅年再び奮師に歸參し破竹の勢を以て本年五月大關に昇る

荒岩龜之助 因幡國西伯郡大山村の産山崎徳三郎と呼び、明治五年十月生る大坂力士眞鶴の門下となり眞龍と名乗東京に出で先代尾車に就き廿七年一月三段目に名を現し、同五月幕下に進み、廿九年五月二段目筆頭となり、荒岩龜之助と改名し、翌卅年一月に幕に入り、卅一年一月關脇となり三十三年五月常陸山以下強敵を破つて全勝の榮を得たり

源氏山頼五郎 陸奥國北津輕郡今泉村の産、青山又市と呼び元治元年十月生る、明治十六年出京し高砂の門に入り翌十七年今泉又市と名乗り序の口の上る廿四年一月

幕の内に入り其業を休む數年なりしが源氏山頼五郎と改め、再び出場し卅年五月前頭筆頭となり卅一年五月小結に進む

海山太郎 土佐國土佐郡江野口村の産、明治二年十月生る笠井兎之助と呼ぶ大坂力士となりのち出京し、當時の海山太郎の弟子となり鏡川と名乗り明治廿五年師の名を

継ぎ海山太郎と云ふ廿九年五月前頭筆頭となり、卅年一月關脇に昇る
鳳凰馬五郎 下總國千葉郡冬田村の産、慶應二年生る、御代川虎之助と呼ぶ宮城野馬五郎の門に入り荒海と名乗り明治廿年序の口に出で廿五年鳳凰と改め廿六年一月幕

の内に入り廿九年五月關脇となり卅一年一月大關を占む
逆鋒與次郎 明治四年五月薩摩國日置郡阿多村に生る年永與次郎と云ふ西の海を介して高砂の部屋に入り逆鋒と名乗り、明治廿六年一月序の口に出で廿九年五月に幕の内となり卅一年一月小結に進み同年五月關脇となる

稻川政右衛門 明治四年五月上野國碓氷郡豐岡村に生る吉井貞四郎と呼び稻川の門に入り玉風と云ふ明治廿九年幕下十枚關取格に進み卅一年一月師名稻川政右衛門を襲

ひ幕の内となり今年關脇たり
谷の音喜市 出雲國八東郡揖尾村の産、慶應三年八月生る、十九歳大阪に出で力士となり幕下に進み後出京して雷權太夫の弟子となり漸次進んで幕の内に入り廿五年小結となり、廿七年關脇に進む

國見山悦吉 土佐國土佐郡潮江村の産松下悦吉と云ふ明治九年三月生る、東京に上り友綱の門に入り廿二年一月に幕下十兩取に入り、卅三年一月幕の内に進めり
現存力士の傳記、逸事、及び批評を聞かんと欲するは今の相撲を観る人の最も著者に望む處なるべし然れども著者が此書を編するの意は獨り力を現時に専らにせんと欲するにあらざるを以て現時の相撲界を詳述して満足を讀者に買ふこと能はず姑く畧傳を掲げて其年齢、郷貫、閱歴を明かにすと雖も尙ほ其長短について少しく記せざるを得ざるものあり乃ち更らに畧評を録す

相撲の技、反投捻掛の四則以て春夏秋冬の四季に象るべく一則各十二變以て月の十二に象らんか、試みに東西力士各十二人を選ぶ、合して二十四、以て春風二十四番に比

東の一大砲 特絶の長所なしと雖も絶倫の偉幹は只敵を突き出し寄り出すの二手を以て足る中に就て其右指は敵の最も恐るゝ處なり曾てハタキ込みの手を案出し頻りに敵を破ぶるの事ありしと雖も今は敵の戒心するもの多く奏功亦少し短所は機を見るの遅きにあり蓋し體と心と共に緩悠なるに因る其逆鋒の爲めに足を取られ稻川の爲めに機先を制して土俵に寄られ常陸山の爲めに透して寄られ若くは引き落さるる如き皆技倆以外の敗なり

東の二梅ヶ谷 長所は其體の肥大なるに妨げられずして能く機敏なるに在り其年の弱きに拘らずして能く老熟なるに在り機を計つて突き出す鐵砲と一呼吸して腹に乘せて吊り出すとの二手は敵の最も耐へがたしとなす處なり短所は前へ引かれたる時と横に捻ねられたる時に一旦傾斜したる體を立て直すに苦むに在り蓋し其腹部肥大にして且つ重きに因るなり、曾て常陸山の爲めに屢は敗ぶらるゝも皆之れがためのみ然れども屢は敗れて屢は研究し今は其體の重きを利して一氣に壓しかゝるの手

段を取り終に前扉を挽回するに至る機敏にあらざれば此に至りがたし

東の三荒岩 長所は擧ぐるに暇なし第一を蹴返となす、他の力士の蹴返は我片足を擧げて敵の足の中へ蹴込むにあり荒岩は獨り然らず我兩足ともに飛び上りつゝ一方を以て敵の出足を外へ蹴返へすと共に之を手繰り落すに在り、斯くの若くにして尙ほ極まらざれば直ちに之をハタキ込むに在り、第二は左指しの掬ひ投げに在り第三は突き出しに在り第四は撓め出しに在り之れ皆筋肉の健強にして體格以外の力を有したるに因れり其他反、掛け之として可ならざるなし短所は未だ之を知らず若し之れあらば土俵以外にあらん

東の四鳳凰 長所は撓め出しに在り然れども近時敵の之に應ずるの手段を工夫せしものあり大見崎、千歳川等の本年五月場所に奇功を奏せし所以なり短所は後へ耐へる腰の脆きにあり盛時既に去りたる今は多く評すべきことなし

東の五海山 長所は小手投、合掌、捻に在り蓋し其腕力の非凡なるに因り此二手は敵の最も恐るゝ處なり、近時引落しの手を以て二度常陸山を破ぶると雖も之れ常

陸山に對するの特技のみ長所と云ふべきにあらざ短所は敵に機先を制せられ、伸
び上りたる時之を挽回する能はざるにあり、之れ鳳凰に同じく後ろに耐へる腰の弱
きに因れり

東の六谷の音 河津掛、外掛、内掛、右左足を働かすを長所とす、短所は相撲を
慎重にせざるに在れど甚だしき短所として顯はれたるものなし

東の七鬮見山 第一上は手突張り第二吊り出しを長所とす短所は舉ぐべきものな
きも技の未だ圓熟せざる處あるは年の弱きに依るか

東の八松ヶ關 長短共に少し已むなくば吊り出しが長所にして機先を見るの晩き
が短所か蓋し肺の自然に依る

東の九不知火 若し技に富めるものを云へば當今の力士中不知火を第一となす若
し四つ手に組みて體の備へ定らば變化出沒強敵も亦往々にして敗らる、能く相撲
の理合を悟り機に臨み變に應ずるの術、收めて心にあらざるなし、惜ひ哉今は病ん
で乃ち衰ふ、知らず回春の日あるや否や

東の十鬼龍山 出沒自在、土俵を廻ること飛禽踏獸の如く手繰り、反り、足を取
る、機に臨み變に應じて敵をして應接に暇あらざらしむるの長所あり、腰の健全な
るにあらざれば斯の如き能はず短所は未だ之を知らず

東の十一響矢 長所短所未だ著しきものを見ず回向院の土俵に慣るゝこと更ら
に一二年せば長短自づから顯はるべし然れども強て今日を以て云へば寄り出し吊り
出しの外に特技なきものゝ如し之れ其體格の自然に然らしむる處なるべし短所とし
ては仕切に腰の定まらざると立ち合ひに氣合ひの鋭どからざるにあれど之れ未だ大
阪力士の臭味を脱せざるに因るべし

東の十二松の風 吊り出しとハタキ込みの二手の外に見るべき長所なしと雖もハ
タキ込みは其長所にして又其短所なり、身長高く懐の深きとを以て時に逆鋒の如
きをハタキ落すの奇功を奏せしと雖も之がために却て敵に乗せらるゝ恐れあり且つ
相撲を慎重にせざる弊あり、一番の努力を要す

西の一常陸山 挽め出し、寄り出しの外に長技の顯はれたるものなし、之れ蓋し

敵中二三力士の外は他技を用ふるを待たずして輒すく勝ちを得るを以てならん、且つ強力健軀、只力を用ひて技を用ふるの要なく自から其長技の顯はるゝに至らざるものなるべしと雖も斯の如き力士は由來技に富めるもの少きは自然にして撓め出し寄り出しの二手以て餘りありと云ふべし、短所は出足の無きと前に引かるゝ時の脆きとにあり之れ一旦敵の爲めに攻勢を取られたる後は進んで敵を突き返へすの餘裕なく先きに荒岩に突き倒され後に梅の谷に浴せ倒され二回海山に引落されたる所以ならん乎

西の二朝汐 右の上は手を引く時は能く之に勝つものなし且つ出足の早きは斯の大關力士中、稀に見る處なり、曾て敵の強者梅の谷を破り又能く荒岩に勝おしも職此の右は手と出足の早きとに由らずんばならず目今朝汐の時代既に去ると雖も其上は手投げは尙ほ敵の恐るゝ處なりとす短所は大關に似ざる仕切りの遅疑多きに在りて取組てのちは堅實にして短所を顯はさず

西の三稻川 長所は出足の早くして鐵砲の鋭きと巧みに下た手に組み込みて一氣

に敵を寄り倒すに在り之れ往々にして強敵を破る所以なりとす短所は取り組みてのち技の施すものなきと横に捻られて耐ふる力の乏しきとにあり蓋し體格の自然に因るか

西の四逆鋒 能く相撲の理合を悟り堅忍苦勞、敵に對して毫も輕忽のことなく一旦機あらば奮迅の勢を以て兩等押し切つて敵をして足を立つるの暇あらざらしめ、若し機至らざれば頭を敵の胸腹に當て専心守り且つ攻むるの長所他の力士中に見ること稀れなり、短所は著しきものなしと雖も盛時漸く過んとせるは今の逆鋒なるべし

西の五源氏山 長所は朝夕に反して左の下た手に在り源氏にして左に下た手を引けば殆んど之を敗ぶるものなしと稱す且つ腰の堅牢不動、地より生ぜし如きは敵の最も恐るゝ處なり故に源氏にして一旦左を指して腰を正したるのちは大砲が押し梅の谷が捻るも毫も危きことなく足既に土俵を磨すと雖も尙ほ平然として之を耐へ、若し源氏にして引分を希望する時は能く之れに勝つものなしと稱す、然れども是れ

數年前の源氏山なり、目今は乃ち然る能はざるものあり、只其餘りを存するのみ短所は出足の遅きにあり故に立ち合ひに若し敵に乘せられ腰未だ定まらざる時は容易に敗を速くことあり、目今短所尙ほ存して長所漸く衰ふるは特に悲むべしと雖も彼老獪にして膽あり再び土俵を努むる意氣あらば尙ほ較に倚て顧盼するの伏波將軍たるを得べし

西の六大見崎 玉龍の昔、幕下にありて鏢々の名あり一旦幕の内に入りて足を病んで用ふべからざるに至りしと雖も曾て梅の谷を敗ぶりて以來大見崎の名に依て再び拍手を以て登場を迎へらるゝに至る長所は土俵ぎはに寄手を弄するにあり三たび梅の谷を敗り一たび荒岩を敗ぶり終に鳳凰に勝ち俄かに其名を揚ぐるの幸ひを得たる如きも一に土俵ぎはの奇手を多しとす、元來此力士の長所は四つ手に組んで吊り出すと立ち合ひに敵を突き出す手の意外に鋭かりしにありしが之れ強敵に對して奏功すること少なし、近年に至り強敵に對しては手繰り落とし、足取りの二手を工夫し着々奏功す、之れ即ち土俵ぎはの働きにして蓋し腰に牢靱とあるに依るか短所

は取り組みてのち技の少なきにありて先きの吊り出しの如きは體軀の自然に因て已むを得ざるの技のみ

西の七大蛇渦 長所として著しきものなし只體の大きく力の強きを以て能く強に當り能く弱を挫くに過ぎず短所としては出足の皆無なるに在り

西の八若港 若港の鐵砲は久しく敵の恐るゝ處なり目今稍や衰ふと雖も尙ほ此力士唯一の技なり、取り組んでのちは技の見るべきものなし

西の九小松山 上げ手を引き敵を吊り出すに在り土俵に耐へて敵を巻き落とし即ち俗に云ふ棄身の巧みなるに在り蓋し其體の高きに因る短所は擧ぐべきもの少し

西の十鬼ヶ谷 若港に次で鐵砲の利器を持す今漸く頽勢に至ると雖も往々にして奇功を奏す取り組んでのち技なきは猶ほ若港の如し

西の十一尾ヶ崎 能く相撲の理合を知り堅忍苦勞、敵を荷しくもせざるにあり故に一旦四つ手に組めば頭を付け腰を落とし七分の守勢、三分の攻勢、機を待つて動かす既にして少しく乗ずべきあれば乃ち必死を期して進み敵の之を耐へんとするも足

がらみ、渡し込み變に應じて機を逸せしむることなし、短所は離れて相撲の術なきと力の足らざるにあり逆鋒、不知火等と互ひに長短ありて互に似たる處あり西の十二野州山 投げ、突つ張り共に氣合ひに因て奏功多し然れども彼氣を頼んで相撲を慎重にせざる弊あり前途未だ卜すべからず且つ近時力士を罷めんとするの心あり明年一月の土俵上再び見るを得ざらん乎特に惜むべしと爲す

力士の階級

力士に數等の階級ありて其名と待遇とを異にす初級を前取と云ひ次を本中と云ひ次序の口、次を序の二段、次を三段、次を二段と云ひ二段の上位を十兩取開取格とし、次を幕の中、次を三役と云ひ、横綱は其最上に位す、今其階級の次第を解説するに先づ力士となるものに二様あるを記すべし

途中の附出 力士の中に前取よりの順序を経ずして直ちに三段目にて二段にても若くは幕の中に名を署するものあり之を何々に附出すと云ふ之等の力士は多く京坂其他地方の力士界に在りて既に力士たるの技倆を認知され居るもの、新たに東京力士た

りし時、其相當と認められたる階級に於て回向院の土俵に上り、九日間の勝負を決して其成績の可否に依つて次の大相撲番附に附出さるゝを例とす今の響矢の如き之れなり、又從來力士の群に在らざるも力量體格共に抜群のものは又前取より入らずして先づ多少の藝古を爲して其技の稍備はるを待つて相應の地位に附出するものあり今の大刀山の如き之れなり

新弟子 前取より進むの力士は初め東京力士が地方巡業の際に年寄の爲めに勧誘されて其門弟となり上京するものもあり若しくは幼よりして體格の非凡なるが爲め自ら好んで上京し同縣若くは同郷の力士を尋ね來り因て其師の家に入門するものもあり之を新弟子と稱し未だ力士の部に入る能はず毎朝兄弟子に就て相撲を學び其間には師の家事洒掃等を勤め又兄弟子の使役に供さる

前取 力士となるに二様あることは前に記す如し而して途中より附出するものは普通力士と異なることなきも新弟子より進級するの順序は回向院大相撲の初日より早曉土俵に上りて二番勝負を爲す之を前取と稱す其名未だ組合せに記されず單に東西の帳簿に

録されあるのみ即ち組合はせの前に相撲するの故を以て前取と稱し此力士を略して前相撲と云ふ二番の勝負に勝ちたるを一點の勝と數へ四日目に至りて其勝點の多きものを選抜して五人若くは六七人つゝ東西に割り當てられ其位を本中と云ふ舊時は本中と前取りとの間に間中と稱するの階級ありしも今は前取より直ちに本中に移るを例とす斯の如くして五日目より再び勝ち越すことを得れば初めて番附の最下段に入ることを得て之を序の口と云ふ、其本中より序の口に入るを出世日と云ひ大相撲十日間の中、四日目、七日目、十日目の三日を以てす若者頭と稱するもの之を土俵に引連れ來り行司其後ろに立つて看客に對し「是まで番附外で取らせましたが四本柱の目鏡に叶ひ今日より序分に加へ置きます云々」と廣佈すること人の皆知る處なり

序の口 既に序の口に入れば初めて力士たるの格を備へ土俵上も一番勝負となり其一番の勝ち越しにつき二十五錢づゝの給金を與へられ一と場所四日の勝越ありとすれば始めて一圓の給金と定まる舊時は三段目以上にあらざれば力士と稱せられず帶刀する事も能はず年寄となることも得ざりしと雖も目今にては序の口に入れば既に力士

と稱し年寄となることをも得るなり

三段目 序の二段までは序の口と異なるどころ少しと雖も三段目に昇進すれば資格大に備はり其待遇も初めて異なることを得、凡そ序の口より二段目まで皆兄弟子の使役に供され兄弟子の出入には其衣服を整理し兄弟子の入浴する時は其垢を抓等其他都て婢僕の勞を取らざるを得ず然れども既に三段目に昇れば昨日まで人に使役されしに反して今日は一人の弟々子を使役することを得て殆んど主従の位を異にするに至る故に力士が序の口に入るを第一期の成功とすれば其三段目に入るは第二期の成功なり

關取格 三段目より二段目に入る時は其勢力も自から加はるは勿論なりと雖も其二段目十一枚目までは表面に於て著しき差なし既に一枚を越えて二段目頭より十枚の間に入れば初めて關取と稱し其勢力待遇共に大に異り土俵に出ては力士溜りに布圓を布くことを許され他の力士をして水をつけしむる等の優遇あり、地方に出ては勤進元より人車を出して三里間の送迎を爲す等のことあり故に力士の幕下十枚内に昇るは第三期の成功なり

幕の内以上三役 其位に依て其威權の備はるのみ著しく記すべきものなし
 飲食の區別 力士の階級に依つて待遇の異なること既に前に記せし如くなれば其飲食
 に於ても大に同じからざるものあり先づ序の口より二段目までは大相撲興行中は日々
 三食ごとに自から炊事場に行き其腹を満たし其菜としては香の物、味噌汁の二品に舊
 時よりの慣ひとなれる蕃椒味噌のみ、三段以上幕下十一枚目までは炊事場に行か
 ずして相撲協會に至りて三食し、菜も亦少しく上れり、既にして幕下十枚以上關取格
 に至れば自ら足を勞することなく炊事場よりして三食を其家に贈り其菜は料金を以て
 贈る、幕下十枚、幕の内、三役等の三級に分つて各差あり

看客の種別

明治以前の看客は武人多くして女客少なし蓋し武人は其藩中の抱力士の勝負を看んが
 ためにして多く、女客は十日目の相撲の外は殆んど來觀を禁じられたるを以てなり、
 明治以後相撲の一旦衰ふるに及んで看客の種別大に下り相撲の品位亦自から下り遙か
 に演劇の下に雌伏するに至れり然るに近年に至り看客の種別著しく上流を加へ之れ

よりして相撲も亦品位を高くし終に演劇を壓伏して精神富豪若くは學者にして劇場の
 出入を辱とするものも公然相撲場に入出入するに至り相撲の盛運前代未聞と稱さるゝに
 及べり是に於て場中の最上棧棚、所謂正面と稱するものは大抵上流人を以て満たさる
 るの盛觀あり之に加ふるに上流觀客にして力士獎勵の團會を結び隠然力士監督の任
 に當る所謂萬歲會の如きものあり以て相撲觀客の年に高尙に赴きつゝあるを知るべ
 し、或ひは説かん、幕府の世は婦人の相撲を見ることさへ禁ぜられたるの觀あり、而
 して今は女流殊に藝妓者流を以て場の幾分を満たすに至る是れ豈に高尙と云ふべけん
 やと然れど之れ單に女流を卑しとするの舊情に依るの非難のみ藝妓の如きは舊來劇場
 を以て自家の地歩となせしと雖も相撲の劇場を壓伏して上流士人の悉く相撲場に集
 るや妓等も亦相撲を知らざるべからず相撲を見ざるべからず、之を知らず之を見され
 ば終に上流客の呼稱に應ずる能はざるに至る、是を以て妓等の相撲場に來るは一に其
 政略に在りて偶ま以て上流家の相撲に多きを證するに足れり、若し妓を呼稱する如き
 は上流にあらずとの道德論を提起する時は乃ち説者の論の如きこともあらん然れども

今日の世に妓を呼聘するものは上流にあらざるとは教堂講室若くは文書の上に云ふことを得べきも相撲上に於て之を唱ふることは寧ろ偏執にして通じがたしとなす況んや女流の観客必ずしも妓流に限らず其半は良家の婦女たるをや之を淫風多き劇場に入することを無上の快樂とする婦女者流に比して其甚だ高尚なるは論を待たざるなり故に幸ひにして力士にして能く期間優唱の徒に傾くなくんば相撲は益す高尚且つ盛隆の途に進まん

力士國

日本は力士國なり何れの國も多少の力士を出さざるなし、然れども其時と其國とに依て多く力士を出すと否とあり近く其例を擧げんに先きに南部力士一の矢の盛時に當りて多く南部出身の力士を出し今尚ほ源氏山、北海、千歳川等を殘し、初代高砂の千葉縣人たるや二代高砂、小錦、鳳凰、大蛇瀧、大見崎等を出し今の尾車即ち大戸平の仙臺より出づるや大砲並び出で秋田の松ヶ關、大戸崎、待乳山等其一門に集り土州に友綱あるや先きの八幡山、今の海山、及び國見山、錦山等あり、曾ては阿州の劔山

欠

MISSING

H62

明治三十四年十月廿九日印刷
明治三十四年十一月一日發行
明治三十五年三月二十五日再版發行



著者 三木愛花

發行人 雨森友篤

印刷人 木村吉藏

印刷所 文英社

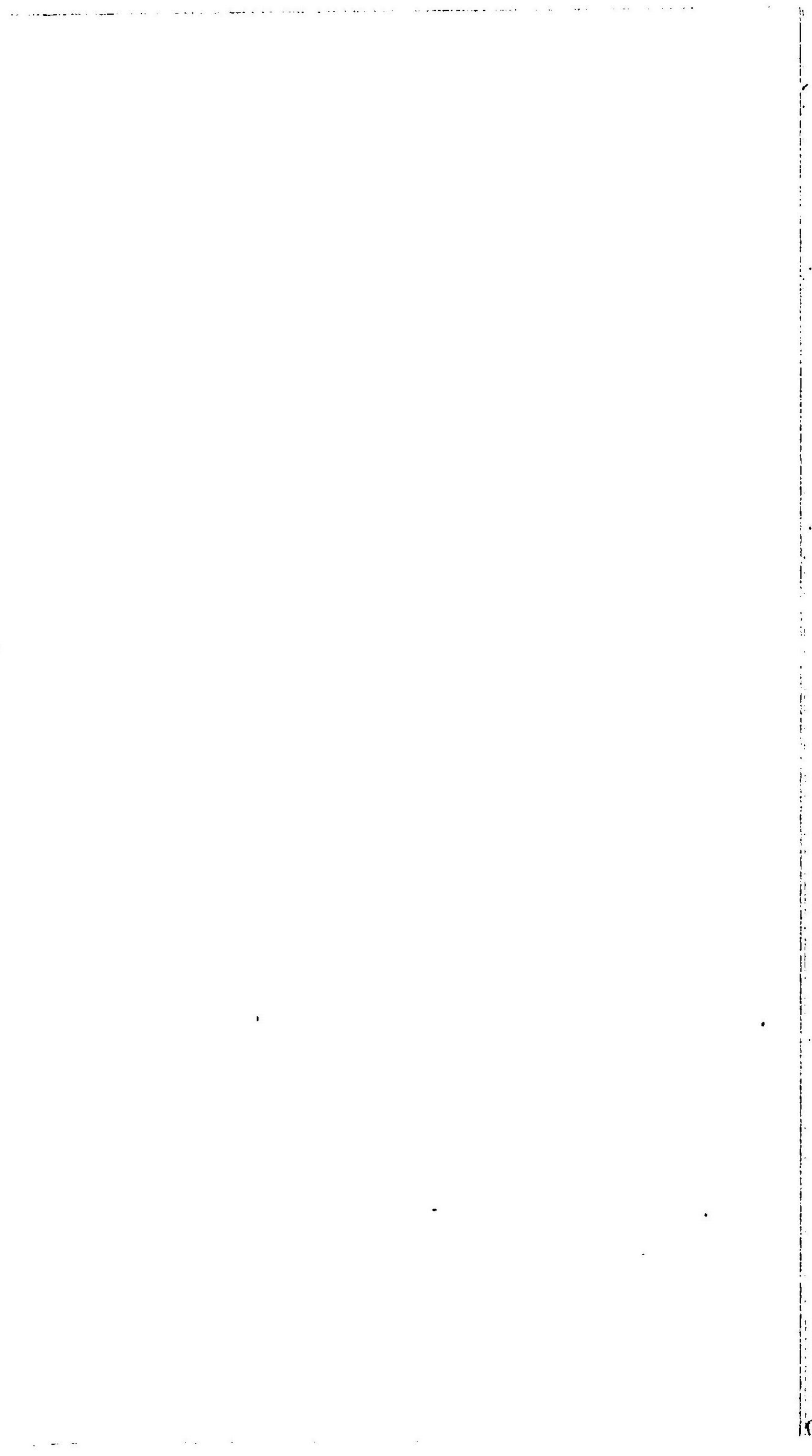
大賣捌萬賣舍

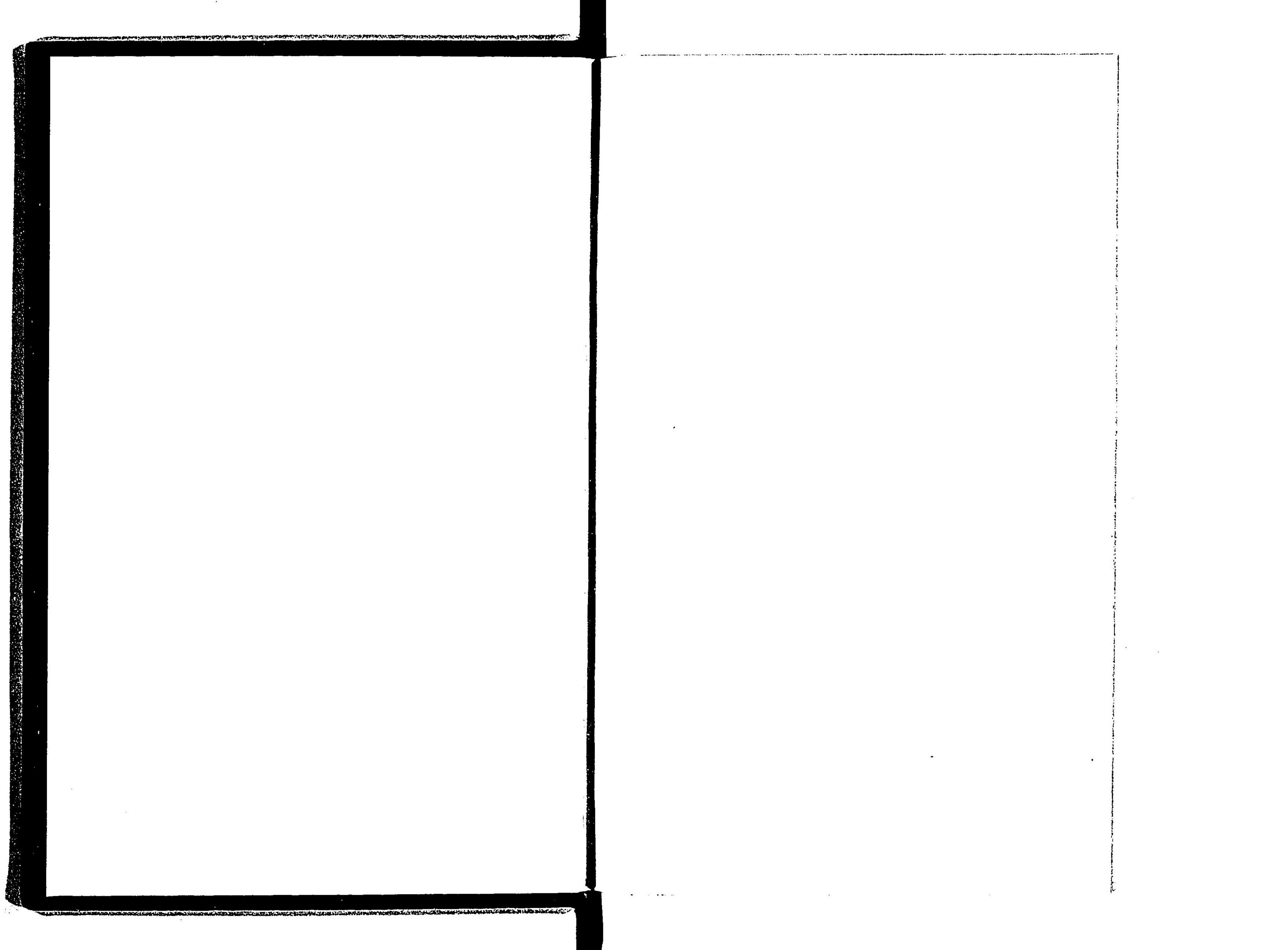
東京京橋區弓町廿一番地

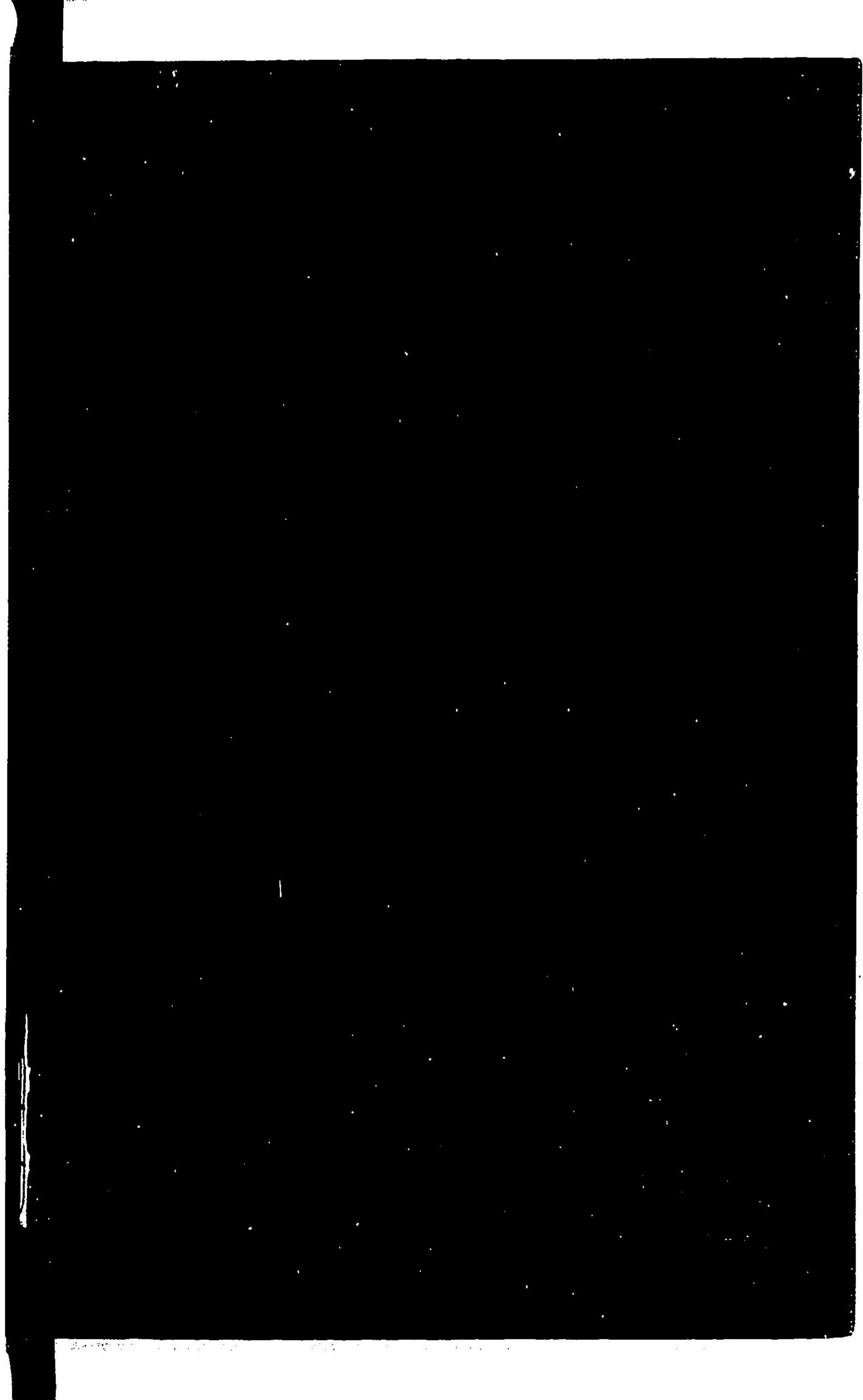
東京京橋區采女町十番地

東京京橋區采女町十番地

東京京橋區弓町十一番地







788.1
M466.1
(2)

075525-000-8

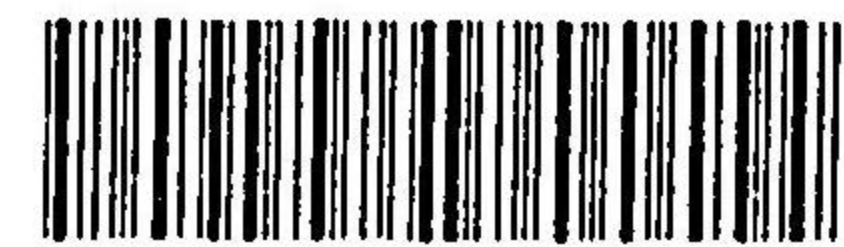
788.1-M466s(2)

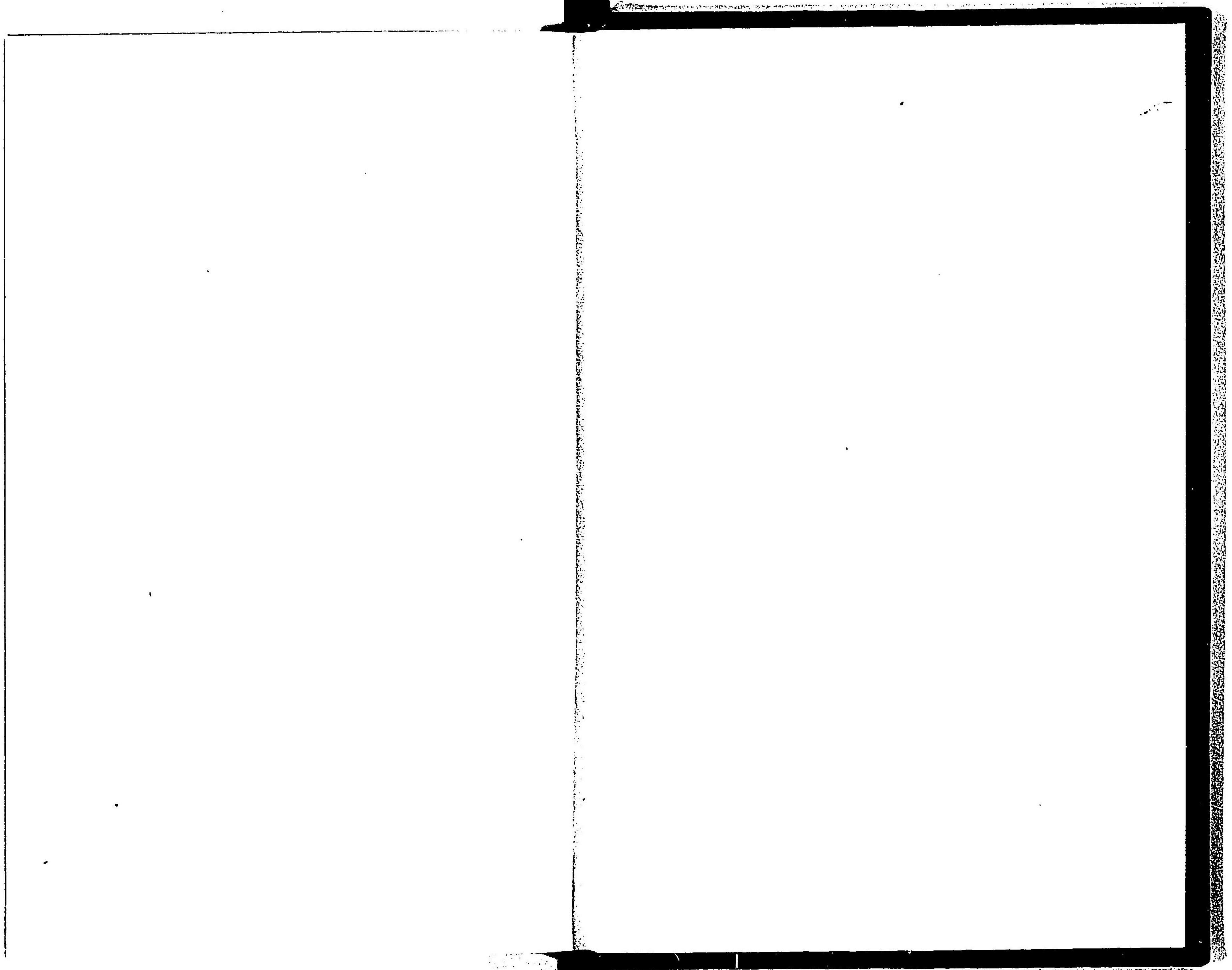
相撲史伝

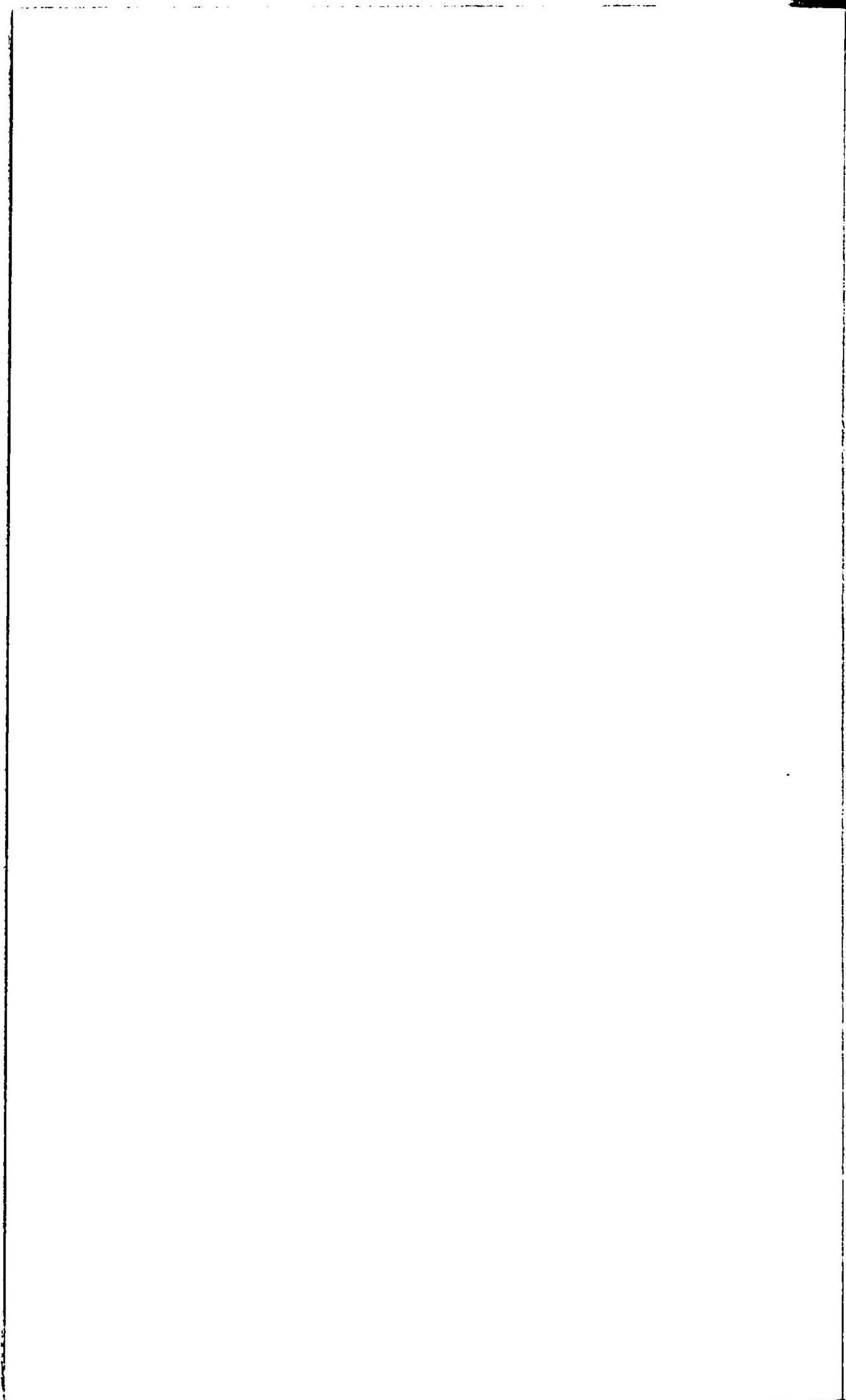
三木 愛花 / 著

M35

CEM-0472







7 -

788.

M466

(2)

788.

M466

(2)